

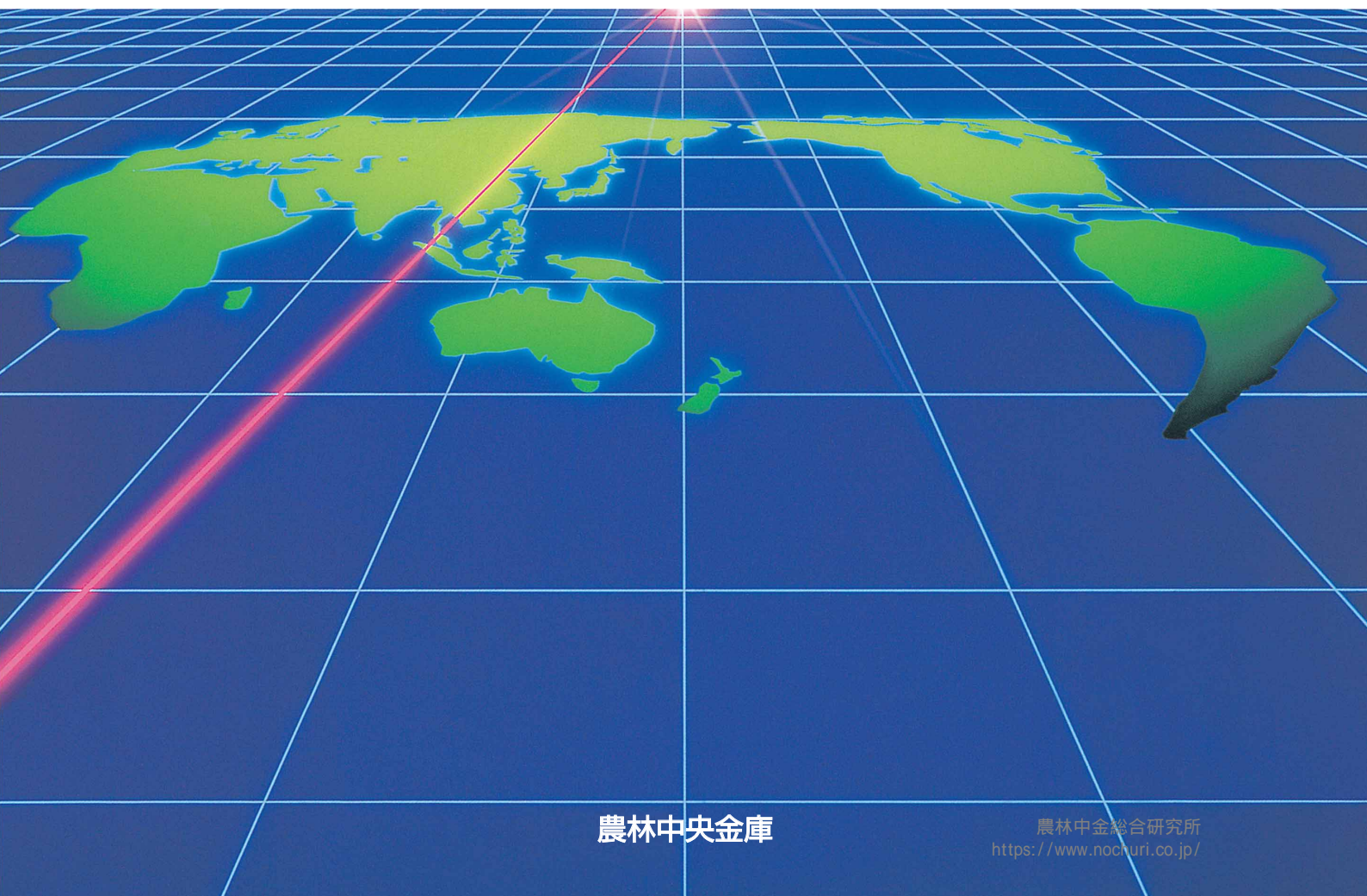
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020 **8** AUGUST

農協農業関連事業を強くする

- 協同組合の強みを生かした農協農業関連事業の損益改善
 - 米産地農協の黒字戦略
 - 廃炉と復興の狭間で



コロナ禍が人類にもたらしたもの

2020年1月30日、世界保健機関は新型コロナウイルス肺炎の流行について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。その後も全世界的に感染拡大が続き人類史に残るパンデミックとなっている。日本では4～5月に全国を挙げて外出自粛や休校・休業などに取り組んだことで感染爆発は抑え込んだものの、第二波への懸念は強く、人々はウイルスとの共存を前提にした「新しい生活様式」の実践を求められている。

コロナ禍は世界のあり様と人々の生活に大きな変化をもたらした。人と人の接触を物理的に遮断する以外に感染拡大を防ぐ手段がないため、国内外の自由な人の移動は大きく制限され、世界経済の成長の源泉となっていたグローバリゼーションは頓挫を余儀なくされた。さらに長期的にみて、原始の昔から今日まで、他者とコミュニケーションをとって社会を構築し、それを高度化させることで文明を発展させてきた人類にとって、生命線ともいえるコミュニケーションを自粛せざるを得ない大きな挫折の経験となった。

人類は、この試練をどのように乗り越えるのであろうか。脚光を浴びているのはオンラインによるコミュニケーションへの切替えである。デジタル技術の急速な発達に寄与して、商談や打合せ・会議などのビジネス、セミナーやシンポジウムなどの学術・討論、大学の講義まで一斉にオンラインが主流の世界に切り替わった。政府はこの流れを生産性向上に資するとして推し進める方針で、7月3日の未来投資会議において、オンラインによる在宅勤務を前提とした多様な働き方のルール整備や宅配向け自動配送ロボットの開発等を柱とする「新たな成長戦略の素案」を取りまとめた。

この勢いで進んだ場合、いずれビジネスシーンから表敬訪問や出張といった行動様式が廃れていきそうである。さらに、文化や趣味・エンターテインメントの世界までもオンライン化やバーチャル化が進行しつつあり、私たちはいま戸外にほとんど出ることなく自宅で仕事や生活ができる時代の入り口に立っているように思われる。

人類の発展の歴史は科学の進歩による苦役からの解放の歩みともいえ、オンライン化は人が移動にかけてきた時間やコストの削減の観点からは進歩と呼べよう。ただし、AIやロボットではない人は、効率性だけで幸福度を測れない複雑性を持った生身の存在である。苦労し手間をかけてこそ得られる達成感、バーチャルの世界では体験できない現実の世界の美しさと厳しさ、仲間と同じ場所で人生の同じ時を分かち合っている実感といった効率性の対極にあるものも、人が生きていくためには不可欠である。私たちの心の中で、そうしたリアルな価値はむしろ高まっているのではないだろうか。

コロナ禍は、グローバリゼーションの頓挫だけでなく、人口の都市への過度な集中の弊害や広がった地域間・世代間の意識のギャップ、深刻化している格差や差別の問題など、現代社会の様々な矛盾やひずみを白日の下にさらした。これらは経済成長や効率性重視の考え方では解決できない課題である。私たちは、持続可能性（サステナビリティ）と人間性（ヒューマニティ）の視座をしっかりとってこれらの課題に対処し、調和のとれた新しい社会のあり方を考えていかなければならない。

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂・やなぎだ しげる)

今月のテーマ

農協農業関連事業を強くする

今月の窓

コロナ禍が人類にもたらしたもの

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂

協同組合の強みを生かした農協農業関連事業の損益改善

尾高恵美 — 2

農業関連事業利益黒字農協の分析

米産地農協の黒字戦略

齊藤由理子・小田志保・長谷 祐 — 18

震災10年の福島を考える

廃炉と復興の狭間で

福島大学食農学類 教授 小山良太 — 36

談話室

農山村再生の主体形成を考える

早稲田大学 教授 柏 雅之 — 16

統計資料 — 48

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

協同組合の強みを生かした 農協農業関連事業の損益改善

主席研究員 尾高恵美

〔要 旨〕

本稿では、農協の財務データ分析により農業関連事業の損益改善の課題を絞り、取組事例により課題解決のポイントを示した。

農協の財務データによると、農業関連事業損益が赤字の農協では、共同利用施設1か所当たり販売・取扱高が黒字農協の5割程度にとどまっている。ここから、損益改善のために地域農業の変化に合わせた施設の集約も選択肢となる。それには、組合員が納得のいく形での合意形成と集約後の円滑な運営が課題となる。

農協の取組事例からは、合意形成については、生産者組織で話し合いを重ねて、前広に産地の課題を共有し、交流拠点としての施設の機能、負担の公平性と透明性に配慮して、歴史ある産地を次代につなぐ視点が重要となる。集約後の円滑な運営には、利用に関するルールの設定と、経営規模や生育状況を加味した利用調整が重要であることが示唆された。

組合員組織における民主的協議と利用調整による課題解決は協同組合の強みであり、損益改善の取組みにおいても有効である。合意形成に相応の期間を要するため、更新時期を見越して協議に着手する必要があるだろう。

目 次

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| はじめに | (2) 経済事業改革の経過 |
| 1 財務データからみた赤字農協の特徴 | (3) 選果場集約に向けた合意形成 |
| (1) 事業規模と作物構成 | (4) 選果場集約の成果 |
| (2) 農業関連事業総利益、農業関連事業管理費、農業関連事業損益 | 4 福岡県JA柳川の取組み |
| (3) 職員1人当たり事業取扱高、事業総利益 | (1) JAの概要 |
| (4) 共同利用施設1か所当たり販売・取扱高 | (2) CEの集約と利用調整 |
| (5) 損益分岐点の事業取扱高 | (3) 野菜選果場の集約 |
| (6) 黒字農協と赤字農協の損益構造の特徴 | (4) 取組みの成果 |
| 2 損益改善に向けた取組課題 | 5 取組事例にみる課題への対応 |
| 3 和歌山県JA紀の里の取組み | (1) 施設集約に向けた合意形成 |
| (1) JAの概要 | (2) 施設集約後の円滑な運営 |

おわりに

はじめに

近年、JAグループでは、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を基本目標として、自己改革に取り組んできた。2014年度から18年度にかけて、成果指標である農協の農産物販売・取扱高は5.6%増加した。しかし、農業関連事業総利益は伸び悩み、営農・経済事業に経営資源をシフトさせたこともあり、全国計でみると農業関連事業損益の赤字額は膨らんだ^(注1)。

農業関連事業の運営には、人材の確保や育成、施設取得などの投資を行い、経営資源を充実させる必要がある。これまでのように信用事業と共済事業の利益を原資とする場合、金融情勢に左右されるため、不断の自己改革に欠くことのできない農業関連事業への投資が不安定になる恐れもある。安定的に投資するためには、農業関連事業損益の改善が不可欠である。また、近年は自然災害が増加しており、農業は多額の被害を受けている。万が一被災した場合に、農業の復旧・復興に向けて農協が支援するためにも、財務基盤を強化する必要がある。

そこで本稿では、農協の財務データ分析に基づいて農業関連事業の損益改善の課題を絞り、取組事例に基づいて課題解決のポイントを学ぶことにしたい。

なお本稿は、農林水産省から当社が受託して実施した「令和元年度農業関連事業等が黒字の農協に関する調査委託事業」の報

告書を基に執筆したものである。

(注1) 農業関連事業は、農産物の販売、加工や保管、生産資材の購買、共同利用施設の運営、農業経営等の事業で構成されている。

1 財務データからみた赤字農協の特徴

農協の財務データ分析により、黒字農協と赤字農協の損益構造の特徴をみてみたい。第1表は、農業関連事業の営農指導事業配賦後税引前当期損益を基準に黒字と赤字の農協に分けて、17事業年度（以下「年度」という）における農業関連事業のデータを示したものである（以下では、とくに断らない限り、事業総利益、事業管理費、事業損益は、農業関連事業を示す）。データの制約により厳密ではないが、ここでは、読み取れることや示唆されることをまとめてみたい。

(1) 事業規模と作物構成

まず、1組合当たりの正組合員戸数をみると、黒字農協では4,862.9戸であり、赤字農協の6,560.2戸の7割程度となっている（第1表①）。

また、黒字農協の1組合当たり農産物販売・取扱高は93.2億円で、赤字農協の53.4億円の1.75倍となっている（②）。生産資材供給・取扱高についても、黒字農協は30.5億円で、赤字農協の21.9億円の1.39倍となっている（③）。農産物販売・取扱高と生産資材供給・取扱高を合わせた事業取扱高（以下同じ）は、黒字農協で123.7億円と赤字農協の1.64倍となっている（④）。

第1表 黒字農協と赤字農協の農業関連事業データ(2017年度)

		全国	黒字農協	赤字農協	黒字農協／赤字農協(倍)	
1組合当たり	① 正組員戸数(戸)	6,216.4	4,862.9	6,560.2	0.74	
	② 農産物販売・取扱高(億円)	合計	61.4	93.2	53.4	1.75
		米	13.6	18.5	12.4	1.49
		野菜	20.0	37.9	15.5	2.45
		果実	7.4	12.0	6.3	1.91
		畜産物 その他	12.6 7.8	18.2 6.6	11.2 8.0	1.62 0.83
	③ 生産資材供給・取扱高(億円)	23.7	30.5	21.9	1.39	
	④ 事業取扱高(販売・取扱高+生産資材供給・取扱高)(億円)	85.1	123.7	75.3	1.64	
	⑤ 販売手数料(買取販売利益を含む)(億円)	2.1	3.2	1.9	1.69	
	⑥ 生産資材購買利益(受託購買手数料を含む)(億円)	2.5	3.0	2.3	1.27	
	⑦ 農業関連事業総利益(億円)	5.7	7.5	5.2	1.44	
	⑧ 農業関連事業管理費(億円)	6.6	6.4	6.7	0.95	
	⑨ 農業関連事業損益(億円)	△0.9	1.2	△1.4	△0.82	
⑩ 販売事業職員(人)	23.8	25.4	23.5	1.08		
⑪ 購買事業職員(うち生産資材に従事)(人)	16.8	16.9	16.8	1.01		
⑫ 米乾燥調製施設(ライスセンター+カンントリーエレベーター)(か所)	3.5	2.8	3.7	0.75		
⑬ 青果物集出荷施設(か所)	7.0	7.6	6.8	1.12		
②の構成比	⑭ 農産物販売・取扱高の構成比(%)	米	22.2	19.8	23.2	0.85
		野菜	32.6	40.7	29.0	1.41
		果実	12.1	12.8	11.7	1.09
		畜産物	20.6	19.5	21.0	0.93
		その他	12.6	7.1	15.1	0.47
加重平均	⑮ 販売職員1人当たり販売・取扱高(億円)	2.6	3.7	2.3	1.62	
	⑯ 販売職員1人当たり販売手数料(万円)	891.1	1,243.8	794.3	1.57	
	⑰ 販売職員1人当たり正組員戸数(戸)	260.7	191.8	279.6	0.69	
	⑱ 正組員1戸当たり販売・取扱高(万円)	98.8	191.6	81.4	2.35	
	⑲ 生産資材購買職員1人当たり生産資材供給・取扱高(億円)	1.4	1.8	1.3	1.38	
	⑳ 生産資材購買職員1人当たり生産資材購買利益(万円)	1,461.6	1,748.8	1,388.3	1.26	
	㉑ 生産資材職員1人当たり正組員戸数(戸)	369.3	287.6	390.2	0.74	
	㉒ 正組員1戸当たり生産資材供給・取扱高(万円)	38.1	62.8	33.4	1.88	
	㉓ 米乾燥調製施設1か所当たり米販売・取扱高(億円)	3.8	6.6	3.3	2.00	
	㉔ 青果物集出荷施設1か所当たり青果物販売・取扱高(億円)	3.9	6.6	3.2	2.05	
	㉕ 販売手数料率(%)	3.5	3.4	3.5	0.97	
	㉖ 生産資材購買利益率(%)	10.4	9.7	10.6	0.91	
	㉗ 事業総利益率(農業関連事業総利益/事業取扱高)(%)	6.7	6.1	6.9	0.88	
	㉘ 農業関連事業管理費/事業取扱高(%)	7.8	5.1	8.9	0.58	
㉙ 農業関連事業損益/事業取扱高(%)	△1.1	1.0	△1.9	△0.50		
㉚ 損益分岐点の事業取扱高(㉘/㉗)(億円)	98.8	104.2	96.2	1.08		
㉛ 損益分岐点比率(㉚/㉔)(%)	116.1	84.3	127.7	0.66		
㉜ 安全余裕率(100-㉛)(%)	△16.1	15.7	△27.7	△0.57		

資料 農林水産省

(注) 1 北海道、1県1農協とそれに準ずる農協のある県域(奈良県、島根県、香川県、佐賀県、沖縄県)を除く。

2 ⑭～⑳は、①～⑬により計算した値である。

3 販売手数料には買取販売利益、購買利益には受託購買手数料を含む。

4 職員数には、臨時・パート職員は含まない。

農産物販売・取扱高の作物別構成比をみると、黒字農協では、野菜の割合が40.7%と高い(⑭)。一方、赤字農協でも野菜の割合が29.0%で最も高いが、米が23.2%、畜産

物が21.0%と、黒字農協に比べて作物構成は分散している。

ここから、黒字農協では、赤字農協よりも販売・取扱高の規模が大きく、また主力

作物に特化する度合いが強くなっていること、一方、赤字農協では、黒字農協に比べて販売・取扱高の規模は小さいが、そのなかに複数の主力作物が存在していることがうかがえる。

(2) 農業関連事業総利益、農業関連事業管理費、農業関連事業損益

次に、1組合当たり事業総利益をみると、黒字農協では7.5億円で、赤字農協の5.2億円の1.44倍となっている(7)。事業管理費については、黒字農協では6.4億円と、赤字農協の6.7億円に比べてやや少ない(8)。事業損益は、黒字農協で1.2億円、赤字農協で△1.4億円となっている(9)。赤字農協では、事業損益段階で赤字になっており、この段階で改善に取り組む必要があることを示している。

これらの事業取扱高に対する割合、農産物販売手数料率、生産資材購買利益率を第1図に示した。事業総利益率(事業総利益/

事業取扱高)は、黒字農協では6.1%と、赤字農協の6.9%に比べてやや低くなっている(27)。同じく粗利益率である農産物販売手数料率(買取販売利益を含む、以下同じ)をみると、黒字農協では3.4%と、赤字農協の3.5%とほぼ同程度である(25)。生産資材購買利益率(受託購買手数料を含む、以下同じ)では、黒字農協では9.7%と、赤字農協の10.6%に比べて1ポイント弱抑えられている(26)。

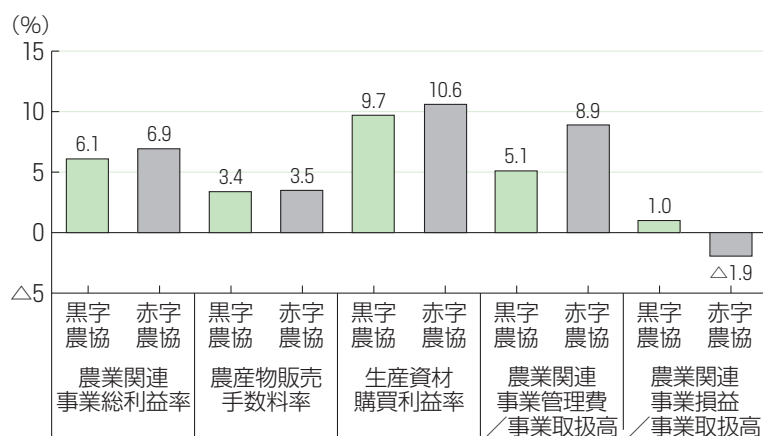
一方、事業管理費の事業取扱高に対する割合をみると、黒字農協では5.1%であり、赤字農協の8.9%の6割程度にとどまっている(28)。

この結果、事業損益の事業取扱高に対する割合は、黒字農協で1.0%、赤字農協では△1.9%となっている(29)。

(3) 職員1人当たり事業取扱高、事業総利益

主要な事業管理費である人件費との対比をみるために、職員1人当たりに注目して事業取扱高等をみてみたい。

第1図 農業関連事業の事業総利益、事業管理費、事業損益等の事業取扱高に対する割合



資料 第1表に同じ

a 販売職員1人当たり販売・取扱高、販売手数料

販売職員1人当たり販売・取扱高は、黒字農協では3.7億円で、赤字農協の2.3億円の1.62倍となっている(15)。前述したように、販売手数料率に大きな差はないため、販売職員1人当たり販売手数料は、黒字農協では1,243.8万円、赤

字農協では794.3万円と、1.57倍となっている(⑯)。

b 生産資材購買職員1人当たり生産資材供給・取扱高、購買利益

生産資材購買職員1人当たり生産資材供給・取扱高は、黒字農協では1.8億円で、赤字農協の1.3億円の1.38倍となっている(⑰)。前述したように、黒字農協の購買利益率は、赤字農協を下回っている。それでも、黒字農協の購買職員1人当たり生産資材購買利益は1,748.8万円と、赤字農協の1,388.3万円の1.26倍となっている(⑱)。

c 販売職員1人当たり正組合員戸数と、正組合員1戸当たり販売・取扱高

さらに販売職員1人当たり販売・取扱高について、販売職員1人当たり正組合員戸数と、正組合員1戸当たり販売・取扱高に分けてみてみたい。

販売職員1人当たり正組合員戸数は、黒字農協では191.8戸と、赤字農協の279.6戸の7割程度となっている(⑲)。一方、正組合員1戸当たりの販売・取扱高は、黒字農協では191.6万円と、赤字農協の81.4万円の2.35倍となっている(⑳)。

ここから黒字農協では、正組合員の戸数は少ないものの、農業経営規模が大きく、農協の販売・取扱高を押し上げていること、一方、赤字農協では、正組合員の戸数は多いが、農業経営は零細であるため、販売・取扱高が相対的に少なくなっていることが示唆される。

(4) 共同利用施設1か所当たり販売・取扱高

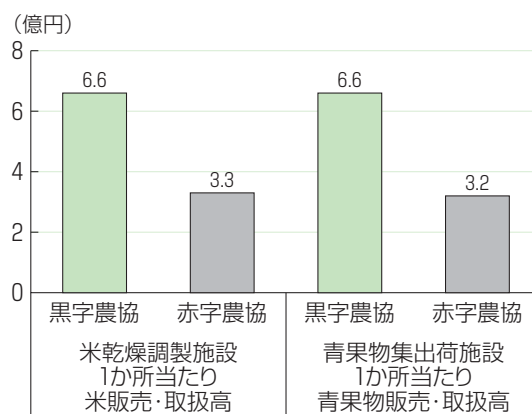
事業管理費のうち、減価償却費や修繕費等の施設費の発生源である農業関連事業の共同利用施設について、販売・取扱高との対比でみてみたい(第2図)。

米の乾燥調製施設(ライスセンターとコントリーエレベーターの合計)1か所当たりの米販売・取扱高は、黒字農協では6.6億円と、赤字農協の3.3億円の2.00倍となっている(㉑)。また、青果物集出荷施設1か所当たりの青果物販売・取扱高は、黒字農協では6.6億円と、赤字農協の3.2億円の2.05倍となっている(㉒)。このように施設1か所当たり販売・取扱高は、その他の指標に比べて、黒字農協と赤字農協との差が大きくなっている。

(5) 損益分岐点の事業取扱高

事業管理費(⑧)を事業総利益率(㉓)で除して、損益分岐点の事業取扱高をみてみたい。^(注2)黒字農協では104.2億円と、赤字農協

第2図 共同利用施設1か所当たり販売・取扱高



資料 第1表に同じ

の96.2億円に比べてやや多い(⑩)。これは、黒字農協の事業総利益率(⑦)が赤字農協に比べて低いことが影響している。

損益分岐点の事業取扱高(⑩)の、17年度の事業取扱高(④)に対する割合である損益分岐点比率(⑪)をみると、黒字農協では84.3%(104.2億円/123.7億円)となっており、損益均衡の事業取扱高に15.7%の余裕がある(⑫)。一方、赤字農協では127.7%(96.2億円/75.3億円)となっている。損益均衡するには、事業総利益率や事業管理費を不変とした場合、事業取扱高を27.7%増やす必要がある。

(注2) 損益分岐点の売上高は、固定費を限界利益率で除して求めることができる。農協の農業関連事業における損益分岐点の事業取扱高の算出にあたっては、変動費に事業取扱高と事業総利益との差額、固定費に事業管理費、限界利益率に事業総利益率を用いた。なお、事業管理費には、残業代などの変動費も含まれるが、便宜上、固定費とみなした。

(6) 黒字農協と赤字農協の損益構造の特徴

以上に基づいて、黒字農協と赤字農協の特徴を整理すると、次のようなことが示唆される。

a 黒字農協の特徴

黒字農協では、農産物販売・取扱高のうち最も割合の高い野菜が4割を占めている。主力作物に集中して投資できるため、担当職員1人当たりや共同利用施設1か所当たりの販売・取扱高が多いなど、相対的に事業管理費が抑えられていると考えられる。

また、赤字農協に比べて正組合員戸数は

少ないが、正組合員1戸当たりの事業取扱高が比較的大きい。正組合員には大規模や中規模の経営が多いと予想される。ここから生産資材購買事業では、大口一括配送によって運搬にかかる人件費や車両の減価償却費を抑えられていることにより、組合員負担の購買利益率が赤字農協より低く抑えられていると考えられる。職員1人当たり正組合員戸数は少ないため、個々の組合員により時間をかけてサポートでき、農協利用率の向上につながっている可能性もある。

黒字農協では、事業総利益率は赤字農協に比べてやや低いものの、人件費や減価償却費等で構成される事業管理費に対して事業取扱高は多い。これにより、規模の経済性が発揮されて、販売金額や重量の1単位当たりに課される組合員の費用負担が抑えられるとともに、農協の事業総利益が事業管理費を上回り、黒字になっていることが示唆される。

b 赤字農協の特徴

赤字農協では事業取扱高に対して事業管理費が多くなっている。事業総利益率は黒字農協よりやや高いものの、事業管理費を回収できずに、赤字になっている。

また、赤字農協では黒字農協に比べて正組合員戸数が多いことから、合併農協が多く含まれている可能性がある。一般的に、合併後の農協では、それ以前に比べて、管内は地域性に富み、1組合で扱う農産物の数量や種類が増える。施設集約により規模の経済性が発揮されたり、販売一元化によ

り有利販売に結びつくなど、メリットは多い。

しかし赤字農協の分析結果は、合併のメリットを発揮する余地が残されている場合が少なくないことを示している。その1つとして、赤字農協では、米の乾燥調製施設や青果物集出荷施設1か所当たりの販売・取扱高が黒字農協の5割程度にとどまっていることが挙げられる。これらは他の指標に比べて差が大きい。

合併後には、産地の成り立ちが異なり独自ブランドを持つ複数の生産部会が存在し、それぞれが旧農協（場合によっては旧農協の合併に参加した農協）の範囲で施設を利用し、販売を行っている場合が少なくない。組合員数が増えるほど、取扱量が増えて規模の経済性は働くものの、一方でそれを実現するまでの合意形成や集約後の利用調整は難しくなる。合意形成の難しさから、共同利用施設の集約といった事業効率化に時間を要している可能性がある。

赤字農協の17年度における事業取扱高は、損益分岐点のそれを大きく下回っており、事業取扱高の伸長だけで損益均衡するには27.7%増やす必要がある。限られた期間で農業関連事業損益を改善するには、地域農業振興や農業関連事業の機能向上による成長戦略と同時に、事業の効率化にも取り組む必要があることを示唆している。

2 損益改善に向けた取組課題

赤字農協において共同利用施設1か所当

たりの販売・取扱高が少ないということは、換言すれば、販売・取扱高に対して施設数が多いことになる。これには、生産者の高齢化や減少など、管内の農業生産構造の変化が影響している可能性がある。また、全国的に、農協の共同利用施設は老朽化が進んでいる。

このため、地域農業振興によって事業取扱高を増やすとともに、地域農業の変化に合わせて施設を集約して更新することも選択肢となろう。

施設を集約するには、組合員の合意形成が必要である。一部の組合員に負担が偏ったり、集約後の運営に不安や課題を抱えたまま実行すれば、離脱を招く可能性もある。組合員が納得する形で、合意形成を行うことが課題となる。

また、集約後には1か所当たりの利用者が増えるため、適切な対策をしなければ渋滞し、待ち時間が長くなる。混雑を解消し、円滑に運営することが課題となる。

次に、これらの課題に注目して農業関連事業の損益改善に取り組んでいる2つの農協の事例を紹介する。JA紀の里については尾高（2016、2018、2019）、JA柳川については農林水産省事業の現地調査に基づいている。

3 和歌山県JA紀の里の取組み

(1) JAの概要

はじめに、和歌山県JA紀の里の取組みについてみていく。JAは和歌山県北部の紀の

川市と岩出市を管内としている。紀の川沿いにあり、土壌の排水性がよく、桃や柿をはじめとする果樹栽培が盛んである。

JAは1992年と2008年に、旧那賀郡内の6JAが合併して発足した。18年度末の組合員数は1万9,667人・団体、うち正組合員数は1万888人・団体（組合員計の55.4%）である。正組合員戸数は8,091戸（18年度末）で、前述した赤字農協平均より多い。

18年度のパーマーズ・マーケットを含めたJAの販売・取扱高は、109.8億円である。このうち果実は79.0億円で販売・取扱高の71.9%を占めており、次いで野菜が15.1億円（13.8%）となっている。果実のうち、柿、桃、キウイフルーツ、いちじく、温州みかん、はっさく、梅、不知火（シラヌヒ）の8品目では販売・取扱高が1億円を超えている。

合併後、農業関連事業損益は赤字だったが、販売手数料や施設利用料の見直しによる事業総利益の確保、果実選果場の集約や職員の効率配置による事業管理費の抑制に取り組んだ結果、黒字を確保できるようになった（18年度は、大型台風により果樹産地が大きな被害を受けたため、赤字となった）。

(2) 経済事業改革の経過

果実選果場の集約に着手する前の01年段階で、旧JAないし旧JAの支所を範囲として、9支所にそれぞれ1か所ないし2か所、計10か所の選果場があった（08年の合併で1か所増）。支所単位に生産者組織があり、それぞれの規格・基準に基づいて選別し、それぞれにブランドがあり、支所単位で共同販

売を行っていた。販売業務は、各支所に配置した販売担当職員が行っていた。

しかし、建物や選果機は老朽化し、生産者の減少により各選果場の取扱量は年々減少していた。これにより、選果場の稼働率は低下し、その運営にかかる費用は農業関連事業の赤字の大きな要因になっていた。また、出荷量の減少は、支所単位の販売において不利になっていた。このような状況は将来も続くと見込まれ、組合員の利用料負担やJAの農業関連事業の赤字額はさらに増加することが予想された。

このような状況を改善するために、JAでは、99年度から10年度にかけて、生産者組織で協議しながら一連の経済事業改革に取り組んだ。以下では、選果場集約に向けた組合員の合意形成について紹介する。

(3) 選果場集約に向けた合意形成

a 協議のための職員と組合員の体制

選果場集約に向けて、JAではまず、職員の体制を整備した。組合長直轄の「選果場再編対策室」（以下「対策室」という）を設置し、販売部長が兼務で室長となり、専任担当者を1人配置した。対策室は事務局の中心となって、原案を策定し、生産者組織の協議を運営した。

生産者組織での協議は、既存の各支所の品目別生産部会を基礎にして、新たに支所別、品目別、集約後の施設別の組織、およびそれらの代表者が参加するJA全体の組織を新たに設置して、次のように協議を行った。

b 協議内容

(a) 選果場運営に関する課題の共有

組合員の協議では、まず共同選果場の課題に関する情報を共有した。選果機が老朽化して更新時期に直面していること、および当時と5年後10年後の管内の生産量を試算した結果を管内全域と支所別に示した。そして、当時の施設を維持して選果機を更新した場合と、新設統合した場合について、投資額と1kg当たり選果コストを、品目別にそれぞれ試算した結果を説明した。

(b) 果実共通の新たな販売戦略を提案

協議では、「大型産地力を活かせる販売体制の強化」という全ての果実品目に共通する新たな販売戦略を提案した。内容は、大型産地の有利性を発揮するために、各支所での販売業務を本所に一元化し、支所別のブランドを「紀の里ブランド」に統一するというものである。併せて、統合選果場に導入予定のパッケージ機能を活用して多様な販売ルートに対応できるようになることも提示した。これら新たな戦略を実現する拠点として統合選果場を位置付けた。

(c) 費用の精算基準を明確化

集約前は、出荷者からの利用料で施設運営にかかるコストを回収できない状況にあり、JAの農業関連事業の赤字の大きな原因になっていた。施設の集約にあたり、応益負担を基本原則とすることを組合員との協議で再確認した。

また、集約前は、利用料の基準は選果場

や品目により異なっていた。集約後は、同じ品目であればどの選果場を利用しても同じ利用率とし、また、品目間で公平にするために、負担の基準を統一した。^(注3)

(d) 集約に向けた品目別課題の整理と対応

協議では、対象品目の特性に応じた対応も行っている。まず、組合員の検討材料として、施設集約のメリットやデメリット(留意点)を、荷受け、選別、品質、処理能力、距離、選別前処理、労務、適正規模の8つの面から、品目別に整理して説明した。加えて、協議過程で表明された意見に対しては、対策室が事務局となり、生産者組織で協議しながら、きめ細かく対応した。

(e) 交流拠点機能と公平性の確保

集約にあたっては、生産者の交流拠点として施設が果たしている機能も考慮した。選果場としての利用をやめた施設のうち、過疎地域等にある5か所については、統合選果場の中継する一次集荷場として利用することにした。一次集荷場から統合選果場への運搬費は全体で負担し、不公平が生じないようにした。

(注3) JA紀の里における施設利用料の見直しについては尾高(2019b)を参照。

(4) 選果場集約の成果

2回の再編を経て、10年度には選果場を5か所に集約した。このうち3か所は新設した統合選果場であり、2か所は柿専用の選果場とし機械を更新した。

3か所の統合選果場の選果機は多品目に

対応したものとし、出荷時期の異なる複数の品目で使用できるようにしたため、集約前の選果場に比べて年間の稼働日数は増えた。選果場を集約しつつ多品目で利用することにより、特定品目の選果場で機械を更新した場合に比べて、投資額や組合員負担を抑えることができた。

選果場の集約に向けては、支所別や品目別の生産者組織、それらを包含するJA全体の生産者組織における協議を何度も重ね、合意形成に結びつけた。構想から協議を経て1次再編計画の決定までに数年かかった。対策室で集約に携わった職員は、話し合いをするほど、共同選果場統合に向けた組合員の理解は深まっていったと評価している。

4 福岡県JA柳川の取組み

(1) JAの概要

次に、福岡県JA柳川の取組みをみてみたい。管内である柳川市は、05年に1市2町の合併により誕生した。管内には33の集落営農組織があり、農地の65.4%が集積されている。

1985年に5農協が合併して旧柳川農協が発足し、1989年に三橋町農協と合併して、現在のJA柳川が設立された。2018年度末の組合員数は1万803人・団体、うち正組合員数は6,277人・団体（組合員計の58.1%）である。正組合員戸数は5,814戸で、前述した黒字農協平均と赤字農協平均のなかほどにある。

同年度の販売・取扱高は49.6億円で、こ

のうち野菜が28.3億円と、販売・取扱高の57.1%を占めている。次いで米が10.7億円（21.6%）、麦が4.4億円（8.9%）、大豆が4.2億円（8.6%）と、米・麦・大豆を合わせて39.1%になる。

農業関連事業損益はデータを入手した09～18年度の10年間黒字を継続している。新規就農者の増加や農地利用率の向上等により、近年、販売・取扱高は増加傾向で推移している。加えて、ントリーエレベーター（以下「CE」という）や野菜選果場の新設により減価償却費は大幅に増加したが、同時に集約を行ったため人件費が抑制されたことが黒字の継続に寄与している。

これらの取組みのうち以下では、CE集約とその後の利用調整、および野菜集出荷場の集約について紹介する。

(2) CEの集約と利用調整

a 集約の経緯

集約前は、旧JA（旧JAの合併に参加したJAを含む）のCEが計5か所あり、それぞれ旧JA管内の組合員が利用していた。乾燥処理能力に対する荷受量の割合にばらつきがあった。また、1970年代に取得し、集約の始まる2014年時点で40年以上使用しているものもあった。老朽化によって毎年1億円を超える修繕費がかかり、経営を圧迫していた。そこで、13年度から組合員の協議を始めた。

利用範囲を見直して集約しつつ、5か所のうち1か所のCEを増築し、1か所のCEは建物を拡張し更新した。3か所のCEを廃

止して、最終的には2か所にする予定である。

b 早い段階から組合員に説明

施設集約については、常勤役員会だけでなく、農事組合長会、CE運営委員会、非常勤理事にも早い段階で説明を行った。

農事組合とは、全てのJA組合員が加入する集落単位の組織である。支所単位で、農事組合長による会合をほぼ毎月開催している。JAの組合長か専務のどちらかが必ず出席して、意見や要望を聞き取り、JA運営に反映させている。施設集約についても、具体化する前の構想の段階から農事組合長会で説明を行い、個々の組合員に周知されていた。

また、CE運営委員会はCE利用者を構成員としており、その代表者をメンバーとして、各支所、各CE、本所に委員会を設置している。CEの集約については、老朽化により修繕費がかさんで更新が必要になっていること、補助事業を活用するには集約が条件であることを説明した。

管内の最も遠い生産者でも移動時間は車で15分程度ということもあり、CEの集約については合意形成が順調に進んだ。

c 集約後、円滑な荷受けには調整が必要

CEの集約過程では、米と麦の荷受ルールの統一が大きな課題となった。管内は平場で収穫適期が同時に訪れる。早生から晩生までの品種を組み合わせることで収穫時期を分散しているが、それでも限界がある。また、

管内の作付面積のうち集落営農組織が受託して収穫と運搬作業を行っている面積の割合は、大豆では99.7%だが、米では51.5%、小麦では23.0%にとどまっている（「柳川市農村振興基本計画」とJA柳川資料により推計）。このため大豆の荷受けでは混雑しないが、米と小麦では多くの地区で、集落営農組織の構成農家が収穫しそれぞれCEに出荷するため、混雑が生じやすく、出荷の日にちや数量の調整が必要となる。集約後は、より多くの出荷者が1か所に集中することになり、調整の難しさは増す。

集約前のCEのなかには出荷の割当てに関するルールがないCEもあり、ルールがある場合もその内容は区々であった。集約後は、CEの荷受範囲を見直し、1か所のCEを複数の地区の出荷者が利用することとし、統一のルールを設けることになった。以下では、19年度における南部地区CEにおけるルールについてみてみたい。

d 集落組織を通じて利用調整

南部地区CEは、3か所のCEを集約して新設したもので、JAで取り扱う米の6割弱、小麦の5割強、大豆の全量を受け入れている。稼働初年度の18年度は、多くの出荷者に少量ずつ割り当てた結果、出荷者が多くなり、荷受量が処理能力をオーバーしたうえ、機械の調整トラブル等も重なり、稼働初日に待ち時間が最長で3時間になった。

そこで19年度は、南部地区CEを利用する3支所のうち、1日に荷受けするのは2支所に限定するとともに、支所ごとに出荷量

を割り当てる方式に変更した。

各支所では、出荷規模の異なる①認定農業者等の大口農家、②機械利用組合、③個別農家の3つに分けて対応した。CEの受付で出荷者が①～③のいずれに該当するかを判別するために、それぞれの「施設利用券」を発券した。

このうち、出荷量の多い、①大口農家と②機械利用組合は、荷受計画の期間中、平準化して出荷することとした。③個別農家については、集落を単位とする農事組合で、生育状況をみながら出荷日と重量を割り当て、それを記載した「CE日割券」を発券した。

CEの受付で、全ての出荷者が施設利用券、個別農家についてはCE日割券も提示し、受付担当職員は、重量計測結果とその日残りどのくらい荷受けできるかを記載した「荷受伝票」を発行した。

e 待ち時間が大幅に短縮

経営規模や生育状況を加味した利用調整に加えて、トラックに積載したままモミの重量を計測できるトラックスケールで計量した後、モミの入ったメッシュコンテナを敷地内に降ろして1次ストックして、退出するようにした。

この結果、荷受けの待ち時間は大幅に短縮した。集約前の荷受けの待ち時間は平均して2時間程度であったが、出荷割当てと1次ストックによって、1日の出荷者数と荷受量をコントロールした結果、19年度には15分に大幅に短縮した。集約によって移

動時間が長くなることを懸念していた出荷者においても、遠い場合にも車で15分程度であるため、荷受待ち時間の短縮で十分吸収できた。

(3) 野菜選果場の集約

a 統合・新設前の状況

次に、園芸品目のなかでJAの販売・取扱高が最も多いナスについて、選果場の集約をみてみたい。ナス部会は1989年のJA合併と同時に組織統合したが、その後も2か所の選果場で、それぞれに職員を配置して集荷と販売を行っていた。

以前から、同じ全農福岡県本部の出荷規格を使用していたことに加え、部会統一後に栽培方法の統一が進んでいたため、生産部会で集荷と販売の一元化について話し合ったこともあった。しかし、集約した場合に選果場までが遠くなること、選果場利用料率や出荷先の統一がネックとなり、一元化できていなかった。

その後、生産量の減少によって取引先の1市場当たりの出荷量が細り、販売面で不利な状況となっていたこと、選果機が老朽化し更新が必要な状況となったことから、部会員の間で一元化に向けた機運が高まってきた。

b 組織を通じた合意形成

一元化の壁となっていた選果場利用料率については、2か所の選果場それぞれ単独で機械を更新した場合と、統合し新設した場合について、部会事務局職員が試算して、

部会員に提示した。計算結果は、統合し新設した場合の利用料率は、従来に比べてやや高いものの、それぞれ単独で機械を更新した場合に比べて低いというものだった。販売を一元化し出荷ロットが拡大することによって、販売価格が安定することへの期待もあった。

JAでは、部会事務局の営農指導員、園芸課長と係長が部会員への説明を行った。部会員の合意形成においては、若手部会員の意見を拾い上げたことが前進に寄与した。若手部会員は販売面での期待や将来の選果場利用料負担を考えて、集約に前向きだった。ナス部会は歴史が長く、ベテランの部会員も多いが、若手の意見を尊重すべきという雰囲気があった。そこで、部会事務局の職員が個別に若手部会員の声を拾い上げ、部会全体の会議につないで合意形成に結びつけ、15年度に野菜選果場を更新した。

(4) 取組みの成果

集約に合わせてCEと野菜選果場を新設したため、減価償却費は増えたが導入前のシミュレーションの範囲内であり、農業関連事業利益は減少したものの黒字を維持している。事業取扱高が極端に減少しなければ、減価償却費は年々減少し、農業関連事業利益は増加すると見込まれている。CEは、以前から繁忙となる収穫期に他部門職員が補完し少ない人数で運営していたが、集約後はさらに減少し、人件費が削減された。

ナス選果場の集約前は、生産者が選果や検査作業に出役していたが、集約に伴い、

機械化が進み、以前に比べて出役の回数が減少した。生産者はその時間を収穫作業等に充てることができるようになった。

5 取組事例にみる課題への対応

本節では、共同利用施設の集約に向けた合意形成と集約後の円滑な運営の観点から、2JAの取組みを改めてみてみたい。

(1) 施設集約に向けた合意形成

JA紀の里では、組合員組織での協議により合意を形成し、旧JAの選果場を統合した。広域合併農協では、地域別や品目別の組織が多く、協議は職員に大きな負荷がかかる。一方で、協議を繰り返すことにより、組合員の理解は確実に深まり、合意形成を前進させるとともに、組合員の協力意識を保ち、離脱を防ぐことにつながっている。施設を集約したため、更新の投資額と組合員負担を抑えることができた。

JA柳川においては、CEの集約では、運営状況と更新の必要性を前もって組合員に説明し、野菜選果場の集約では、将来を担う若手生産者の声をくみ上げて、合意形成に結びつけた。

合意形成では、生産者組織を通じて組合員と話し合いを重ねて、前広に産地の課題を共有し、交流拠点としての施設の機能、負担の公平性と透明性に配慮しつつ、歴史ある産地を次代につなぐという視点が重要となろう。

一方で、選果場統合では、組合員の懸念や課題を解決しながら話し合いを進めるため、合意形成まで一定の期間を要している。

(2) 施設集約後の円滑な運営

JA柳川では、旧JAのCEを集約した結果、人件費が抑制されたが、その反面、1か所の施設に利用者が集中し、混雑が生じた。これに対応して、JAでは経営規模や生育状況を加味して割当てを行い、1日の利用者をコントロールした。これにより混雑を解消し、CEの荷受量を確保しながら円滑に運営を行っている。

限られた適期に、多くの組合員が1か所の施設を円滑に利用するには、一定のルールを設ける必要があること、より綿密に生育状況を把握できる集落の組合員組織による割当てが有効であることを示唆している。

おわりに

本稿では、農業関連事業の損益改善について、赤字農協の損益構造から課題を絞り、改善の取組事例を紹介した。2JAの取組みは赤字農協の大きな課題である共同利用施設の集約について、組合員組織を通じた民主的協議と利用調整により解決できること

を示している。いずれも協同組合の強みといえるものであり、農業関連事業損益改善の取組みにおいても有効といえよう。一方で、合意形成に相応の期間を要する場合は少なくないことも事実である。更新時期を見越して協議に着手する必要がある。

<参考文献>

- ・石田信隆 (2008) 「合併農協の到達点と課題——大規模化した組織を生かすために——」『農林金融』6月号、30～43頁
- ・磯田宏 (2019) 「福岡県における農地中間管理事業の特徴と課題」『土地と農業』第49号、147～169頁
- ・尾高恵美 (2016) 「農協における青果物集出荷施設の運営コスト削減」『農林金融』2月号、17～31頁
- ・尾高恵美 (2018) 「農協における青果物共同選果場の再編に向けた合意形成」『農林金融』12月号、2～16頁
- ・尾高恵美 (2019a) 「青果物産地を次代につなぐ農協共同選果場の再編」日本農業研究所編『農協をめぐる問題と改革の課題』日本農業研究シリーズNo.25、133～156頁
- ・尾高恵美 (2019b) 「農業経営の環境変化とJAの販売事業運営」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号、22～23頁
- ・甲斐野新一郎 (2020) 「部門別損益と効率化戦略」『農業協同組合経営実務』6月号、38～43頁
- ・農林中金総合研究所 (2020) 「令和元年度 農業関連事業等が黒字の農協に関する調査委託事業報告書」3月
https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_kenkyu/attach/pdf/index-111.pdf
- ・坂内久 (2006) 『総合農協の構造と採算問題』日本経済評論社

(おだか めぐみ)



農山村再生の主体形成を考える

過疎・高齢化のなかで農山村を守るには、資源管理、経済、社会という密接に関連する3つの領域を持続可能な形で守る必要がある。そこでは農山村に関わる多様な主体の諸力を結集する必要があるのだが、本稿では資源管理領域を中心に担い手としての役割を果たしてきた集落営農と、とりわけ旧村や戦後合併市町村など、より広域での資源管理を担う目的で設立された経営体(「広域経営法人」とよぶ)について考えていく。資源管理とは地域存続のベースとなるものである。また、地域としては、より困難の大きい中山間地などの条件不利地域に焦点をあてることにする。

1 広域的担い手の成立—3つのタイプ—

集落営農の広域化がみられるようになり久しい。平地農村のように一定の規模の経済がはたらく地域では広域合併がみられるようになった。他方、小河川・谷川沿いに集落と中小の水田団地が広く散在する条件不利地域では広域合併の誘因は乏しい。しかし共同販売や大型転作機械の共同購入など、その他のメリットを求めて広域連携するケースがみられるようになった。さて、これら2つのタイプはいずれも集落営農がすでに展開している地域での話である。

問題は、集落営農が低展開な条件不利地域である。そこでは過疎化による集落機能の低下等により集落営農の新設や維持は困難さを増している。その空白地域や、まばらにしか存在しない地域も多い。こうした条件不利で、集落営農低展開な地域が資源管理の危機に直面している。その危機は地域存続の危機につながる。こうした地域では、活動エリアを広くとった経営体(広域経営法人)を設立して資源管理を担ってもらえるケースが増えた。第3のタイプである。

比較的多いのは、危機感をもったJAや自治体が出資を含めた強い関与で設立支援するケースである。2000年に中山間地域等直接支払制度ができ、広域協定などでこうした経営体を集中的に支援することも可能になったことで設立されたケースも少なくない。それ以外にも、旧村等の広域レベルで自治組織が形成され、その実働部隊として広域経営法人を全戸出資などで設立するケースもある。東広島市の(農)ファーム・おだ、南丹市(旧美山町)の(有)タナセンなどはよく知られている。

2 広域経営法人の性格

こうした主に2000年代以降設立されてきた広域経営法人であるが、JA、自治体関与型の場合でも、設立支援は強力に行うが、設立後の赤字補填は原則行わない。能力の高い経営者の下で独立採算で力強く経営展開していくことが求められている。条件不利地域で多いのは、前述のように谷川沿いに集落と水田団地が広く散在した地域である。そこでは規模の不経済と闘わねばならない。まず、広域経営法人内部での経営管理高度化である。標高差(=気温差等)を活かした高度な作業管理をはじめ多様である。さらに地域を巻き込んだイノベーションも重要となる。地域内にある集落営農や個別経営との連携戦略をはじめ、それは多様である。福島県昭和村の広域経営法人は、自治体やJAとの連携の下で、全集落に農用地利用改善団体をつくらせ、広域経営法人に農地を委託したい場合は集落単位に原則3 ha程度に団地化して委託するルールを設け、規模拡大にともなう農地の分散を防いできた。こうした経営内のみならず、地域を巻き込んだ多様なイノベーションによって採算を確保してきた。

広域経営法人は資源管理領域を中心的に担うが、住民のニーズに応じて多様な多角化も行ってきた。京都府の集落型農業法人は府農政の方針もあって、旧村エリアを担い、また農産加工や生活関連サービスの供給などの多角化部門を担うものも少なくない。前述の旧美山町の(有)タナセンは、日用品販売や飲食業、そして福祉部門も多角化部門として導入していた。資源管理以外に、住民ニーズに応じて多様なサービスを供給する住民全戸出資型法人である。

3 わが国農山村型の社会的企業

広域経営法人は、JAや自治体、あるいは広域住民組織の強力な関与で設立された段階で、地域の資源管理を担うという社会的ミッションを刻印づけられる。他方、設立後は独立採算が求められるなかで、経営内、さらに地域レベルでの多様なイノベーションによる経営持続性の追求がなされてきたものが少なくない。農村コミュニティへの明確な貢献という社会的ミッションを、わかりやすいビジネスの形で持続的に追求してきた。社会的ミッションと経営持続性の両立を追求する広域経営法人や集落営農法人はまさに日本農山村型の社会的企業といえる。

今後の課題は、政策の役割である。政府は、条件不利地域再生の闘いのフロンティアを、こうした社会的企業に契約(補助ではなく委託契約)をもって委ねていくべきであろう。ヨーロッパにおける社会的企業などのサードセクターと政府との役割分担から学べるものは、制度等の異なる日本においても小さくない。

(早稲田大学 教授 柏 雅之・かしわぎ まさゆき)

米産地農協の黒字戦略

—農業関連事業利益黒字農協の分析—

特別理事研究員 齊藤由理子
主事研究員 小田志保
研究員 長谷 祐

〔要 旨〕

信用事業をめぐる環境が厳しさを増すなか、農協では農業関連事業の収益構造の改善が重要な課題となっている。その参考として、長期的に米価が下落し主食用米の需要も減少傾向という厳しい環境下にもかかわらず、農業関連事業の黒字を継続する米産地の3JAを分析した。

3JAに共通するのは、農業関連の各事業が有機的に連携し、加えて農業関連事業以外の役員も協力して、黒字継続に取り組んでいることである。また、組合員の信頼を得て、高い米の集荷率や生産資材、施設の高い農協利用率を実現し、黒字を支えていることである。

一方、3JAの米産地としての状況は異なっており、各JAは黒字継続のため、多様な戦略を実施している。例をあげれば、JAピンネ（北海道）は事業総利益の維持・拡大によって、またJA秋田しんせい（秋田県）とJAみな穂（富山県）は施設の統廃合を中心とした事業管理費の削減によって黒字を継続しているという違いがみられる。

目 次

はじめに

1 3JAの黒字戦略

- (1) JAピンネ
- (2) JA秋田しんせい
- (3) JAみな穂

2 3JAの黒字要因の共通点と相違点

- (1) 米産地としての特徴
- (2) 水田農業に関する基本戦略
- (3) 黒字要因の共通点
- (4) 黒字要因の相違点

おわりに

はじめに

多くの総合農協は、長らく農業関連事業の赤字を信用・共済事業の黒字で補っており、近年は信農連、農林中金の内外での資金運用の成果を反映する預け金利息に頼るところが大きくなっている。しかし、超低金利の長期化など信用事業をめぐる環境が厳しさを増すなかで、農業関連事業の収益構造の改善は急務となっている。

本稿では、長期的に米価が下落し主食用米の需要も減少傾向という環境下で、農業関連事業の黒字を継続してきた、米産地の3つのJA、JAピンネ（北海道）、JA秋田しんせい（秋田県）、JAみな穂（富山県）の取組みを分析する。この3JAは販売・取扱高のうち米が7～8割を占め、また、2018事業年度（以下「年度」という）までの10年間のうち多くの期間、農業関連事業の黒字を実現している。

なお、本稿の分析は、農林中金総合研究所が農林水産省からの委託により調査した結果を取りまとめた、農林中金総合研究所（2020）を主な参考文献としている。

では、3JAにおける農業関連事業の黒字のための戦略をみてみよう。

1 3JAの黒字戦略

(1) JAピンネ

a 地域農業とJAの概要

JAピンネは、北海道空知地方の新十津川

町と浦臼町をその地域とし、石狩川中流右岸に位置した水田農業地帯にある。

農林水産省「生産農業所得統計」によれば（以下、農業産出額の資料は同じ）、18年の管内の農業産出額は81.8億円、うち米が54.8億円で67.0%を占め、次いで畜産13.2億円、野菜8.2億円である。農業産出額は米を中心に増加傾向である。JA資料による18年の水稻の作付面積は5,071ha、うち、ななつぼしが56.7%、ゆめぴりかが28.4%を占め、さらに、北海道有数の酒造好適米の産地でもある。

農林水産省「農林業センサス」によれば、15年の農業経営体数は548でうち家族経営体が97.1%、総農家数605戸のうち販売農家が87.8%、販売農家のうち主業農家が70.8%を占める。家族経営中心、主業農家中心の地域である。販売のある農業経営体のうち、稲作を販売金額第1位とする経営体が80.9%であり、稲作を中心に、青果、畜産などとの複合経営が大半を占める。

農業経営体数は減少を続けているが、1経営体当たりの経営耕地面積は拡大しており、15年には平均14.5haとなり、10～20ha層が36.3%、20ha以上層が20.6%を占める。農業就業人口も減少を続けているが、10年から15年にかけては、男性の25～39歳層および女性の25～29歳層が増加した。規模の大きな農業経営体で経営が安定しているために、若い後継者が増えている。

JAピンネは1998年にJA新十津川とJAしもとつぶ、JAうらうすが合併して設立された。2019年1月末の組合員数は1,870（うち正組合員558、正組合員戸数479戸）、総職員数

は95人（準職員含む）である。18年度の販売・取扱高は72.6億円で、うち米が60.7億円で83.7%、野菜は5.8%、畜産物は4.2%を占める。貯金残高は385億円、当期剰余金は2億1千万円であり、単体自己資本比率は34.95%と高水準である。

18年度の事業利益は1億5千万円、うち農業関連事業7千万円が47.6%を占める。データを入手した09年度以降の農業関連事業利益は、米価が暴落した14年度と台風や地震、天候不順による農産物への影響が大きかった18年度を除き、1億円を超える水準で推移している。14、18年度には直接費（農業関連事業費用）で各年4千万円の災害支援を実施した。この両年度を除く各年度で、事業利益全体に占める農業関連事業の割合は60～80%であり、農業関連事業の黒字が事業利益全体の黒字に大きく寄与してきた。

b 農業関連事業の黒字要因

農業関連事業の事業利益はその事業総利益から事業管理費を差し引いたものである。

まず、事業総利益の推移をみると、14、18年度を除き増加傾向であり、農産物販売・取扱高もほぼ同じ傾向である。米を中心とした販売・取扱高の維持・拡大が組合員の生産資材や生産施設の利用にもつながり、販売手数料、購買利益、施設利用料などからなる農業関連事業の事業総利益を押し上げたと考えられる。

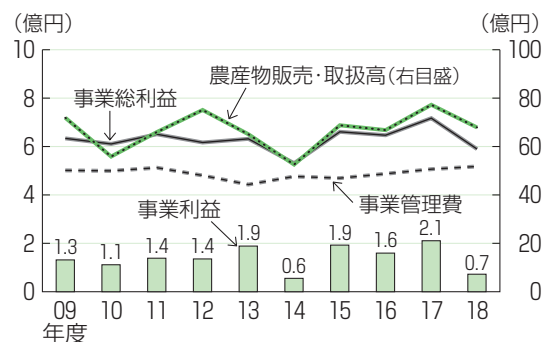
一方、事業管理費は、うち6割を占める人件費を中心にほぼ横ばいである。農業関連事業の職員数は減少しているが、職員採

用のための給与引上げや体制強化のための臨時職員雇用、準職員から正職員などへの登用により1人当たり人件費は増加しており、人件費はほぼ横ばいとなっている。

この結果、農業関連事業の事業利益は14、18年度を除くと増加傾向にある（第1図）。

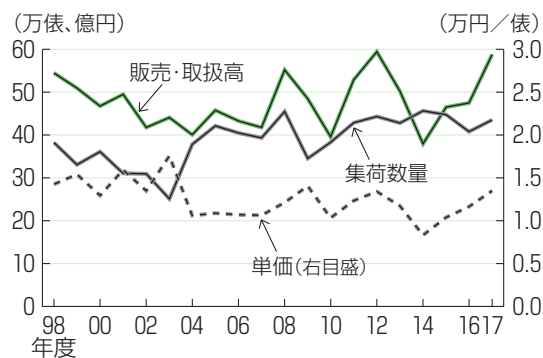
また、販売・取扱高の83.7%を占める米について、その販売・取扱高、JAへの集荷数量と単価（販売・取扱高／集荷数量）の長期的推移をみると、04年度以降、集荷数量は40万俵前後とそれ以前に比べ高い水準で推移している。米価の一段の下落にもかかわらず、集荷量の増加が米の販売・取扱高を押し上げていることがわかる（第2図）。

第1図 JAピンネの農業関連事業の事業利益等



資料 JAピンネ資料から筆者作成

第2図 JAピンネの米の販売・取扱高、集荷数量、単価



資料 第1図に同じ

c 米産地としての特徴と黒字戦略

(a) 米産地としての特徴

JAピンネの米産地としての特徴について、次の3点を指摘したい。

第1は、食味ランキングで特Aにランクされるゆめぴりか、ななつぼし、ふっくりんこという良食味米の産地である。

第2に、農家は専業の家族経営中心で、規模拡大が進行し、農業経営体の平均経営耕地面積は14.5haと比較的大規模である。農家は、米中心に野菜、畜産との複合経営が大多数である。

第3に、規模拡大した農家では、手間のかかる野菜等の生産拡大は難しく、地域の農業産出額は米を中心に増加傾向にある。

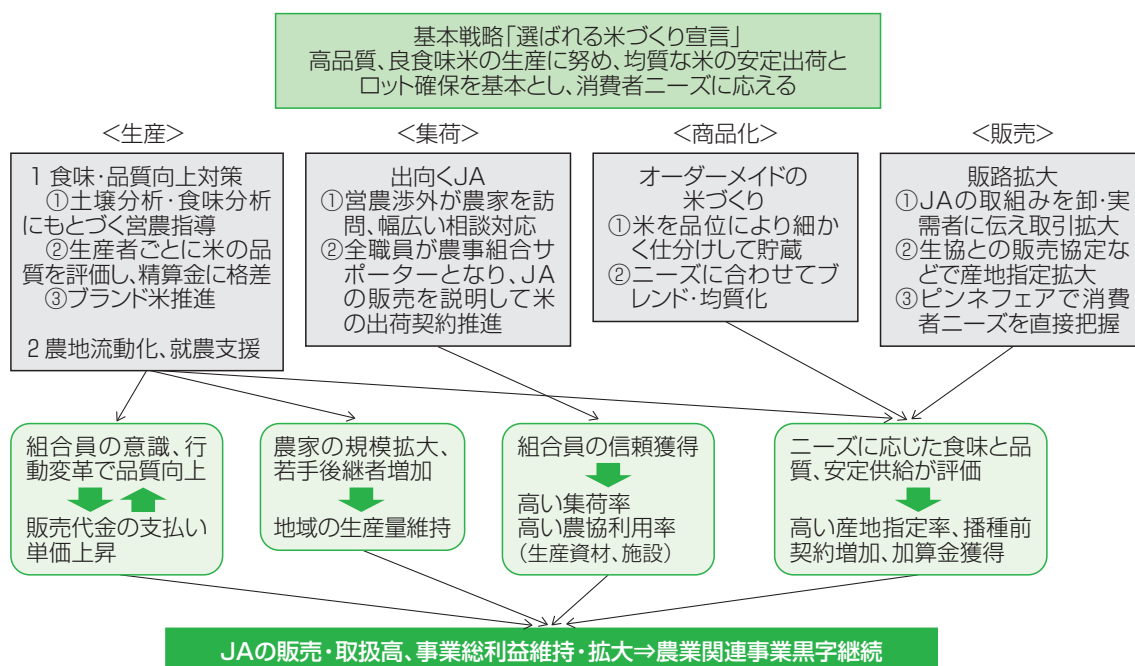
(b) 基本戦略

—選ばれる米づくり—

このような条件のもとで、JAピンネは「主食用米を中心に消費者から選ばれる米づくりをして産地として生き残る」ことを基本戦略とする。この戦略のもと、JAの販売・取扱高を維持・拡大したことで、それが購買や施設の利用にもつながり、農業関連事業の黒字を維持してきた。

米の販売・取扱高を維持・拡大するために、生産者が売れる米をつくり、かつその生産量の維持・拡大のための「生産戦略」、JAへの集荷率向上という「集荷戦略」、JAに集まった米を実需者のニーズに合わせる「商品化戦略」、それを有利に販売する「販売戦略」として、JAは以下のような取組みを行ってきた（第3図）。

第3図 JAピンネの選ばれる米づくりの取組み



資料 第1図に同じ

(c) 食味・品質向上対策と農地流動化・就農支援（生産戦略）

食味・品質向上対策として、営農指導では、稲の生育、収穫、乾燥・調整にかかる技術指導はもとより、作土より下の層までの土壌断面分析、自前の土壌分析センターによる適時の土壌分析、および出荷時の米の食味分析を行い、農家ごとのこれらのデータを適地適作や施肥などの指導に活用している。

また、生産者にとって高品質米を生産するメリットがあるように、生産者単位で米を評価し、米の精算金に品質による格差を導入している。

さらに、高価格帯の主食用米であるゆめぴりかとふっくりんこの生産を推進しており、その作付面積に占める割合は4割に達している。

加えて、JAと新十津川町が設立したピンネ農業公社は、農地の流動化や担い手の確保等を支援し、農家の規模拡大と生産振興を図ってきた。

(d) 「出向くJA」による信頼構築（集荷戦略）

組合員宅に職員が出向き、各組合員のニーズに対応して必要な情報提供を行うことで組合員との信頼関係を構築したことが、米の集荷率や生産資材の農協利用率の高さにつながっている。

06年に新設された営農渉外課は「出向く営農」として、農家組合員を訪問して幅広い営農相談に他部門とも連携して対応し、各農家の土壌分析や食味分析をもとに生産

資材の提案も行っている。

また、全職員が農事組合（集落ごとのJAの基礎組織で正組合員が構成員）を担当する「農事組合サポーター制度」では、担当職員が毎月農事組合長を訪問して情報提供等を行うとともに、毎年6月には農事組合の常会に参加、米をめぐる動向やJAの米の販売状況を説明した後、組合員と面談して、米の出荷契約を行っている。「出向く営農」「農事組合サポーター制度」はともに「出向くJA」に位置づけられている。

(e) オーダーメイドの米づくり（商品化戦略）

2か所の米の集出荷調整施設において、集荷した米をタンパク含有率等で細かく仕分けて区分ごとに貯留タンクに貯蔵し、実需者のニーズに対応する商品へとブレンドし均質化して仕分けて出荷する、「オーダーメイドの米づくり」を行っている。

(f) 販路の拡大（販売戦略）

品質が高く、またその品質が安定し、かつ各実需者のニーズに合わせてオーダーメイドで商品化しているJAピンネの取組みを、ホクレンが米卸売業者や実需者に伝えたことから、米卸売業者や実需者との取引が拡大していった。取引を通じてJAピンネの米は、米卸売業者や実需者に評価され、高い産地指定率と複数年契約の高い割合が実現している。加えて、道内外のスーパーマーケット等でピンネフェアを開催して、生産者や役員が直接消費者にPRするとともに、消費者のニーズを把握する機会をつくっている。

(g) 選ばれる米づくりの成果

JAでは選ばれる米づくりによって米卸売業者や実需者の高い評価を得て、高価格帯米の需要を確保した。高品質米への加算金や精算金格差により生産者の高品質米の生産意欲は向上した。これらの取組みに加えて、「出向くJA」により農家の信頼を獲得したため、18年度も米の集荷率は94.8%と極めて高く、生産資材の農協利用率も9割に上る。集荷率の高さは安定供給という面から、米卸売業者や実需者からの信頼獲得にもつながっている。

そして、米の集荷率の高さは販売・取扱高の維持・拡大に寄与し、それが生産資材や施設の利用にもつながっている。これらが、農業関連事業の黒字を維持し、JAの利益に大きく貢献してきた。

さらに、人口減少が進むなかで地域の小規模店舗の撤退もあり、浦臼町ではJAの生活店舗が撤退すれば生鮮食品を扱う店がなくなるほど、JAは地域のライフラインとして大きな役割を果たしている。農業関連事業の黒字は、こうした赤字の生活店舗の存続を支えている面もある。加えて、JAが地域のライフラインを維持していることを組合員は理解しており、そのことも農業関連事業における組合員の高い農協利用率につながっていると考えられる。

(2) JA秋田しんせい

a 地域農業とJAの概要

JA秋田しんせいの管内は、秋田県南西部の由利本荘市とにかほ市である。農林水産

省「作物統計調査」によると（以下、耕地面積の資料は同じ）、管内の耕地面積は16.5千haで、その83.0%に相当する13.7千haが水田である。由利本荘市とにかほ市の地域農業再生協議会によると、そのうち7.2千haには主食用米が作付けされており、備蓄・加工用米も1.5千haほどある。このほか水田面積の約3%で地域振興作物の野菜や花き等が生産されている。

18年の管内の農業産出額は160億円で、その61.8%を米が占める。次点はアスパラガスや秋田鳥海りんどうなどの野菜・花きの産出額で構成比は15.6%、肉用牛は10.3%である。

管内にTDK株式会社の生産拠点があり、兼業農家は多い。15年は販売農家に占める主業農家の割合が18.1%と、全国（22.1%）より低く、準主業農家の割合は32.2%、副業的農家は49.7%と、販売農家のうち農外所得を主とする兼業的な農家の割合は高い。

一方で担い手農家の規模拡大は進んでいる。JAへ米を出荷する約3,500の経営体の米の作付面積は平均2.5haであるが、JAは09年度に担い手農家を支援する専門部署を設置し、その後身である「担い手戦略室」が集落営農組織の法人化を進めてきた。

19年3月末の組合員数は、1万9,811（うち正組合員1万774）で、正職員数は367人、臨時職員・パートは180人である。職員数のうち農業関連事業の配置人員（共通分を除く）は162.78人であり、この4割が生産資材事業、2割強は農機事業、販売事業と利用事業は2割弱ずつとなっている。また営農指

導事業は46.36人で、このうち9人は前述の担い手戦略室に配属されている。

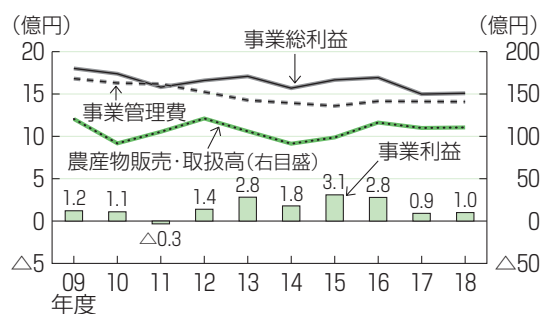
18年度の事業利益段階（共通管理費配賦後、以下同じ）では、営農指導事業と生活その他事業以外は黒字である。02年度にJAはAコープ事業と給油事業を子会社に移管しており、ここでの生活その他事業とは生活指導事業と介護保険事業を指す。一般に農村部で展開するJAの介護保険事業は、利用者宅が点在しており、移動には介護報酬は支払われないので、赤字になりやすい。当JAでも、介護保険事業の維持が経営の課題になっている。

b 農業関連事業の黒字要因

東日本大震災の影響を受けた11年度を除くと、過去10年間に於いて、JAの農業関連事業は事業利益段階で黒字である。米の生産や消費の減少といった環境悪化により事業総利益が漸減するのに対して、JAは事業管理費の削減に努め、事業利益を確保してきた（第4図）。

18年度決算でみると事業総利益は40億円ほどであり、部門別では農業関連事業がそ

第4図 JA秋田しんせいの農業関連事業の事業利益等



資料 JA秋田しんせい総代会資料から筆者作成

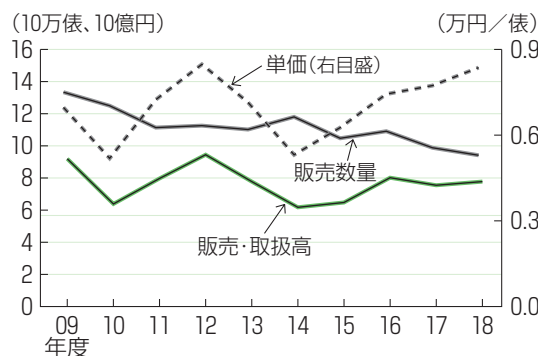
の4割を構成する。さらにこの農業関連事業の事業総利益の内訳をみると、販売部門と生産資材部門が4億円弱ずつと、大半を計上している。

したがって農業関連事業の事業総利益の維持には、安定販売と生産資材事業の収支改善が重要となる。過去10年間の農産物販売・取扱高については、後述の「土づくり実証米」を中心に、110億円前後で推移している。品目別でみると、米は8割弱から7割へ減少しているが、畜産物は1割から2割へ増加した。

これは畜産では県産種雄牛の評価が高まり、管内産出の肉用子牛の相場上昇があったからである。一方の米では、高齢化等から生産基盤は弱体化し、生産量そのものが減った。JAの米の販売量も、09年度の133.4万俵から18年度の94.1万俵へ減少した（第5図）。価格面での健闘もみられるが、米の販売・取扱高も18年度は79億円と、09年度対比で△15.3%の減少となっている。

米価の変動や低迷が見通されていたため、県内の全JAが販売手数料の定額化に取り組

第5図 JA秋田しんせいの米の販売・取扱高、販売数量、単価



資料 第4図と同じ

み、当JAも10年産米以降については手数料を2.8%/60kgから420円/60kgへ変更していた。これで米価変動の影響は払拭できたが、販売量と販売手数料収入が連動するようになり、事業総利益は2010年代に3億円ほど減少した。

こうした減収に対しては、JAは12年度の機構改革「エリア化」のなかで、主に生産資材事業の収支改善に取り組んだ。平野部と山間部からなる地域性豊かな管内を、品目等で共通する4エリアに分け、エリア単位で生産資材事業の店舗・配送体制の集約化を進めた。具体的には営業時間の見直しを含めた店舗再編と、資材の受発注の一元化が実行された。

この結果、生産資材事業の事業管理費のうち人件費が大きく削減できた。また棚卸資産は6億円ほど縮小し、不良在庫も解消した。一方で地域に多い兼業農家へ配慮し、配送料無料、翌日配達体制といった利便性の維持に努めたので、組合員離れは発生せず、生産資材の供給・取扱高は維持できた。

c 米産地としての特徴と黒字戦略

事業総利益の屋台骨となるのは、土づくり実証米による米の安定販売である。しかし、高齢化等での生産基盤の弱体によるJAの収益減少は避けられず、エリア化以降もさらなる事業管理費の削減で事業利益を確保する戦略が採用されている。

(a) 米産地としての特徴

管内は県南西部に位置するため秋田県に

しては温暖で、県の主力品種であるあきたこまちの作付けは冷涼な山間部に限られ、作付面積の65%ではひとめぼれが生産されている。

さらにJAの米の販売・取扱高は80億円弱と大きく、農林水産省「総合農協統計表」による1組合当たり米の平均販売・取扱高(18年度は13.4億円)や、本稿で取り上げるJAピンネやJAみな穂の販売・取扱高をも上回っている。また正組合員数も1万人超と、秋田県13JAのうち3位の規模である。

(b) 管内の生産量を全量売り切る戦略

こうした産地の特徴から、安定した事業総利益を確保するために、JAは管内主食用米3万トンの米を売り切る販売戦略を重視してきた。土づくり実証米はその手段であり、JAは米の需給動向に影響されない米産地としてのポジションを獲得する努力を重ねてきた。

土づくり実証米とは、JAが開発した専用の土づくり肥料の散布に加え、タンパク値6.5以下の一等米を条件とするもので、JA秋田しんせいの登録商標である。さらに調整には1.9mm以上のふるい目が使われ、整粒歩合の高い米に仕上がっている。

11年度からは専用肥料の成分の一部を堆肥ペレットに置き換えるなど、資源循環型に進化した。これは食の安全・安心への意識向上といった消費動向に対応したものである。

管内の主力品種である秋田県産ひとめぼれの概算金水準は、過去10年間を平均する

と、秋田県産あきたこまちを700円/60kgほど下回っている。土づくり実証米に支払われる独自加算金（現在320円/60kg）はこの価格差の一部を埋め合わせ、農家に収入増をもたらす。

土づくり実証米に対する米卸売業者や実需者の評価は高い。家庭用の定番商品や量販店等向けという位置づけにありながら、土づくりによる高品質・良食味米という強みがあり、ストーリーもよい。独自加算金を払ってもまだ秋田県産あきたこまちよりも値頃感があり、ある程度の出荷量、安定供給、品質の安定、低価格という業務用米に求められる条件を満たしている。

こうして達成された安定販売は、組合員からJAへの信頼につながり、集荷率（JAの集荷量／管内の生産量）は9割と高い。

(c) 米の安定した集荷量が事業収支の土台

このように一定量の米の集荷量が維持されることが、農業関連事業の収支の土台にある。例えば、カントリーエレベーター等の米に関わる利用事業は従量制であるので、手数料徴収には一定量以上の集荷量が求められる。一例として、17年産は作柄が悪く、集荷量は前年比で10%ほど減少し、農業関連事業の販売手数料やカントリーエレベーター利用料等の減少で事業収益は2億円ほどの減少となったという。もちろん米価が下がると離農等で集荷量も減少するという点からは米価動向も重要だが、前述のように販売手数料が量に応じた定額制であることもあり、集荷量は経営を左右するといっ

てよい。

(d) 経営管理の厳格化で事業や場所ごとの収支改善の徹底

他産地とも共通するが、高齢化による生産量の減少が課題である。JAの経営に直結する米の集荷量減少は、前述のエリア化が実行された12年頃から懸念されていた。加えて15年に農協法が改正され、JAは事業、場所ごとの事業利益の黒字化が必要と考えられるようになった。

そこで経営管理の高度化と、財務データを用いた働きかけで役職員や組合員の収支改善意識の向上に取り組んだ。それらの取り組みを主に担当したのは、17年度に新設された、内部統制整備と自己改革の統括部署である、経営管理部である。

まず経営管理の高度化については、事業計画の策定で用いられる、同部が各部門に示す「事業利益目標&戦略策定シート」に注目したい。この表には同部が作成した概算値で、部門別の事業総利益とその根拠となる収益、費用の目標額が記されている。各部門はこの表に目標達成のための戦略（収益を伸ばす方法、または費用削減の方法）を加筆し、同部に提出する。

計画策定の最終目標は、JAとして2億円の事業利益を捻出することである。この目標を、実績や将来性に応じて部門別の事業総利益に同部がブレークダウンし、それが上述の各部門の目標となる。ここでの2億円の事業利益とは、減損損失等が発生しても当期剰余金が確保できるラインとのこと

である。

進捗管理として、部門別・場所別損益計算書が6月末、9月末、11月末（仮決算）、1月末、そして本決算である3月末に作成される。同計算書は常勤役員、本店の部長と次長、各営農センター長、各統括支店長が出席する「経営戦略会議」で共有され、その席上で未達成の部門にはそれに対する具体的な対策の提案が求められる。また同計算書は会議出席者が各部門へ持ち帰り、全職員が確認し、その後に理事会に報告される。

次に役職員や組合員への働きかけである。16年度以降において同部は、役職員が集まる会議で将来の経営予測を示し、農協法改正のもと農業関連事業の収支改善が重要と訴えてきた。さらに同部は各部署の収支改善対策の検討段階から参画し、また農業関連の各事業所に赴き、現場の職員への説明を重ねた。この結果、役職員のコスト意識は高まった。

組合員には集落座談会でJAの収支改善のための働きかけが繰り返し行われた。農協法改正の影響と、信用共済事業が販売・保管（倉庫）・利用事業および営農指導事業の赤字を補てんしている収支構造が、組合員に説明された。また、エリア別の店舗・施設の損益状況を示し、各地域でみると赤字となる財務データも提示された。

こうしたデータに基づく説明を受け、コスト意識の高まった役職員が収支改善に日々努力する姿を目にした組合員は、収支改善のための利用推進や手数料引上げを前

向きに受け入れた。この結果、18年度に販売手数料（米、畜産、園芸の販売手数料）および農機センター利用の際の整備料金の引上げが実行できた。

(3) JAみな穂

a 地域農業とJAの概要

JAみな穂の管内は、富山県東部の日本海側に位置する入善町と朝日町である。両町は南西に立山連峰や北アルプスを臨み、北アルプスより流れる黒部川が形成した扇状地によって構成されている。

それゆえ、農業地域類型区分でみると、管内の大部分は平地農業地域である。また、黒部川からの豊富な水量によって管内には湧き水が多く、名水百選にも選ばれている「黒部川扇状地湧水群」の一部となっている。こうした環境から歴史的に水田地域であり、特にコシヒカリの栽培が盛んである。管内の耕地面積5.3千haに対して田耕地面積は5.2千haで、水田面積率は98.6%（入善町は99.5%、朝日町で97.2%）と非常に高い。JA資料によると水稲の作付面積は3.8千haであり、大豆や大麦といった転作作物が続いている。このほかに、水稲の種モミや入善ジャンボ西瓜、チューリップなども栽培されている。

18年の管内の農業産出額は54.5億円で、そのうち米が46.3億円（85.0%）、野菜は2.5億円（4.6%）、花きは1.5億円（2.8%）となっている。農林水産省「農林業センサス」によると、15年には販売農家は1,241戸であり、そのうち準主業的農家と副業的農家はそれ

ぞれ248戸（20.0%）、873戸（70.3%）となる。販売農家の多くが、農外所得を主とする兼業的な農家であるといえよう。

経営規模別にみると、2ha未満の経営体が70%以上を占める一方で、担い手農業者への農地集積も進んでいる。現在は集落営農組織の設立が進んでいるほか、複数の農業法人が100haを超える規模になっている。

JAみな穂は06年3月にJA入善町とJAあさひ野が合併して誕生した。19年2月末の組合員数（法人含む）は9,244人で、うち正組合員5,474人、准組合員が3,770人となっている。また、職員数は248人で、そのうち26.2人が農業関連事業に配置されている。

農業関連事業の事業利益は、直近8年間で黒字を維持しており、後述する支店再編を実施した13年度以降は、さらに高い水準となっている。18年度は水稻の不作によって事業収益が落ち込んだものの、4,000万円を超える事業利益を計上している。

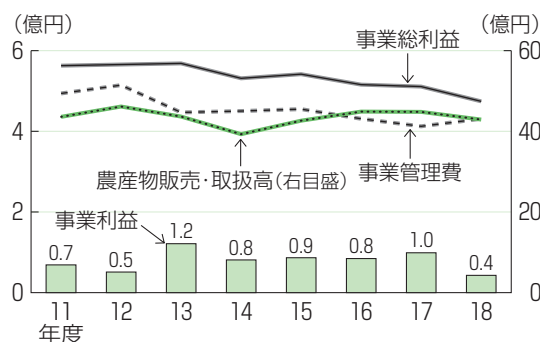
b 農業関連事業の黒字要因

最近の農業関連事業損益の推移をみると、事業総利益が減少傾向を示すなかで、事業管理費を抑えることによって、事業利益を確保していることがわかる（第6図）。

近年の事業総利益の減少は、生産資材購買事業や利用事業での収益減少が影響している。一方で、農業関連事業のなかでも事業規模の大きい販売事業では、農畜産物の販売・取扱高が横ばいで推移しており、安定した事業収益を確保している。

事業管理費では人件費と減価償却費の占

第6図 JAみな穂の農業関連事業の事業利益等



資料 JAみな穂総代会資料から筆者作成

める割合が高い。JAでは施設の更新や再編に合わせて人材配置を工夫することで運営を効率化し、固定費の低減を実現している。一方で、最近は園芸作物向けの生産関連施設の更新を進めており、減価償却費が増加している。園芸作物はJAが導入を進めているものであり、施設の更新は組合員の生産意欲向上に向けた投資として捉えられている。

c 米産地としての特徴と黒字戦略

(a) 米産地としての特徴

JAみな穂管内は豊富な水資源を持つ水田地帯であり、歴史的に主穀作経営（米・麦・大豆）がなされてきた。高品質なコシヒカリの産地であり、昔からJAを中心に地域一体となって米生産を進めてきている。

近年は水田フル活用に取り組み、水田の3～4割に転作として備蓄米や新規需要米（輸出米、米粉米等）と大豆等を生産してきた。その結果、管内の水田面積は4千ha弱で安定しており、出荷量も1.7万トン前後を維持している。そのなかでJAの米集荷率は90%を超えており、JAの事業収益の安定化に寄与している。

一方で、現状以上に米の集荷量（取扱高）を増やすことで収益の拡大を目指すことは難しく、事業管理費の削減による利益の確保が求められている。

また、米の消費量が落ち込むなかで、今後も農業所得をいかに向上させるかが産地としての課題となっている。

以上から、JAの戦略としては、①米集荷率の維持、②所得向上に向けた新たな取組みの推進、③事業管理費の削減による収益確保、の3つが重要となる。

(b) 「管内一圃場」としてのまとめ

JAでは、管内全体を一つの農場として捉えて地域農業を推進している。具体的に3つの取組みを紹介する。

第1に管内の生産調整については、JAが翌年の作付品目と面積を策定し、それを各組合員に割り振っている。多くの組合員が主食用米と生産調整品目による経営を行っているため、生産調整の品目と面積が割りあてられれば、彼らの翌年の作付計画も確定する。JAでは、毎年米の収穫前に開催される集落座談会で、翌年の割りあてを伝えている。

第2に、それを可能にする精算時の工夫である。特に生産調整品目のなかで最も面積が大きい新規需要米や備蓄米で、精算の公平性が問題となる。輸出用米、米粉米などの新規需要米や備蓄米はその用途によって販売価格も異なるため、組合員に任せると価格の高いものに生産が集中してしまう恐れがある。そこで、JAでは新規需要米等

の精算については、合算して計算し、用途にかかわらず一律となるように調整している。これによって、用途による不公平感をなくし、組合員がJAの計画どおりに生産するようにしている。

このルールには由来がある。それは10年度に始まった「戸別所得補償モデル対策」の実施に合わせて、JA管内で導入された「地域とも補償制度」である。地域とも補償は、生産者に助成される転作の交付金を共同計算して、（生産者だけでなく）地権者にも公平に分配することで不公平感を解消し、地域として「ブロックローテーション（集団転作）」を維持するための仕組みである。

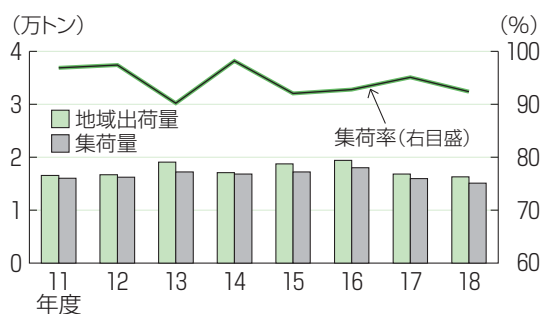
JAではこれまでも、公平な負担によって地域農業を継続してきた歴史があったということが出来る。

第3に生産資材購買事業での銘柄の集約である。管内で翌年使用する肥料と農薬の銘柄については、JAの営農指導員や県の普及員、農業共済組合職員が参加する品目選定会議で、おおむね3～5銘柄程度に絞り込んでいる。

組合員は翌年の作付計画が決まっているため、それぞれ必要量を注文して、年内に買い取ることができる。これによって組合員は早期引取りによる値引きを受けることができ、JAは銘柄集約によるスケールメリットの発揮と、在庫コスト低減を可能にしている。

こうした取組みの結果、JAは90%を超える米集荷率を維持し、販売事業の安定化に寄与している（第7図）。また、肥料と農薬

第7図 JAみな穂管内の米の出荷量とJAの集荷量、集荷率



資料 第6図に同じ

の予約率も80%を超えており、多くの組合員と一体となって地域農業を維持していることがわかる。

(c) 新たな取組みの推進

国内での米の消費量が減少するなかで、JAでは主食用米からの転換も進めている。

まず、08年度から「プラスワン作戦」として、主穀作を補完できそうな品目を選定し、集落座談会などを通じて組合員に提案している。投資額が過大にならず、作型が主穀作と競合しない品目を選定し、営農指導員が組合員に提案をする。興味を持った組合員には、JAがハウスや種苗の導入支援、栽培技術支援、加工への取組み、販路開拓などの支援策を講じることで、新しい品目づくりを進めている。

また、新規需要米の一つとして09年度から米の輸出事業を始めている。この輸出事業は、入善町内にバックご飯を製造する子会社を持つ米卸売業者の株式会社神明と連携して取り組んでいるものである。

当初は3haほどから始まった輸出米事業は、18年度には作付面積159haで出荷数量

840トン、輸出先の国も31か国になっている。

これらの取組みは拡大中であり、米産地JAの施策として注目できると思われる。

(d) 施設の整備・再編と人員配置の効率化によるコスト低減

先に述べてきたように、JAの農業関連事業利益の黒字を維持するうえで、事業管理費の削減は大きな意味を持っている。事業管理費の削減に向けて、JAでは近年、施設の整備と再編を進めている。このなかで主だったものとして、13年の支店再編を取り上げよう。

この時、JAでは不採算店舗の廃止を進めることで、それまでの11支店を4支店に統合した。組合員に対しては、事前のアンケートによる意見集約や地区説明会の開催を通じて計画を説明し、支店までの距離が遠くなる組合員に対して、各支店に渉外専任担当者を設置することや「出向く体制」を強化することを打ち出すことで同意を得ている。

この結果、それまで各支店に配置されていた資材購買事業の担当職員が集約され、農業関連事業全体の人件費は、12年度の2億7,015万円から13年度には2億2,460万円へと16.9%減少した。

このほかにも集荷施設の統合などを進めており、減価償却費もピーク時の12年度から18年度までに、2,826万円、22.7%削減している。

また、人員配置にも工夫がみられる。JAは水田地帯にあることから、秋の収穫期に

は農業関連事業も繁忙期となる。そのため、この時期の人員の配置については、所属部署の垣根を超えて柔軟に対応しており、「秋体制」と呼ばれている。

フォークリフトでの作業や米の検査など、資格を要する業務では、農業関連事業を担当する営農部以外の部署からも、必要に応じて有資格者を補っている。職員が所属部署以外の事業に従事している間の人件費は日単位で計算され、従事している事業の職員数として計上される仕組みとなっている。

様々な事業に専任職員をつけるのではなく、また臨時職員でまかなうのでもなく、正職員を中心に補い合うことで、全体の事業管理費を抑えることができている。

2 3 JAの黒字要因の共通点と相違点

(1) 米産地としての特徴

3JAの黒字要因を比較する前に、まず、各JA管内の米産地としての特徴をまとめておこう。3JAの管内はどれも良食味米の産地であり、地域の農業産出額やJAの販売・取扱高に占める米の割合は高い。

主要な米の種類をみると、JAピンネはななつぼし中心にゆめぴりかとふっくりんこの比率を高めており、JA秋田しんせいはひとめぼれが中心、JAみな穂は歴史のある高品質なコシヒカリの産地である。各JA管内の主な米の品種は、特AまたはAにランクされる良食味米であるが、農林水産省「米穀の取引に関する報告」による各銘柄の相

対取引価格を15年産米～18年産米の4年間で平均すると（全銘柄平均=100）、価格が高い順に、ゆめぴりか（112.6）、富山コシヒカリ（104.0）、ななつぼし（100.8）、秋田ひとめぼれ（96.8）である。

また、管内の農業経営体の平均経営耕地面積と販売農家のうち主業農家と兼業的農家（準主業農家と副業的農家）の割合をみると、JAピンネ管内では平均経営耕地面積が14.5haで主業農家が7割を占めるなど大規模な主業農家が大半である。JA秋田しんせいは平均2.8haで、兼業的農家が8割、JAみな穂は平均3.8haで、兼業的農家が9割であり、集落営農も含め、一部では規模拡大が行われているものの、2JAとも小規模な兼業的農家が大半を占める。

(2) 水田農業に関する基本戦略

こうした産地の条件を踏まえた3JAの水田農業に関する基本戦略は、消費者のニーズを意識して売れる米をつくることをベースにしつつも、それぞれに特色あるものとなっている。

JAピンネは、主食用米を中心に消費者から「選ばれる米づくり」をして産地として生き残ることを基本戦略に掲げる。

JA秋田しんせいは、価格競争力のあるひとめぼれに「土づくり実証米」というブランドで付加価値を付けつつ、業務用を含め、米を全量売り切るという戦略をとる。

JAみな穂は、「管内一圃場」としてJA中心に地域一体となって地域農業を振興するなかで、「水田フル活用」を進めている。主

食用米としては高品質のコシヒカリを中心としつつニーズの高まる業務用米にも対応し、また生産調整品目は大豆に加えて輸出用中心に新規需要米を推進、さらに野菜の産地化も図っている。

(3) 黒字要因の共通点

3JAに共通する黒字要因を大きくまとめれば、次の2点があげられよう。

第1に、関連する各事業の有機的な連携により黒字が達成されていることである。すなわち、農業関連事業の事業総利益を維持・拡大する、あるいは事業管理費を削減してその黒字を維持する。そのために、例えばJAピンネでは「選ばれる米づくり」、JA秋田しんせいでは「土づくり実証米」、

JAみな穂では「管内一圃場」というテーマのもと、営農指導、販売、生産資材購買、利用等の各事業が連携している。部門別・場所別損益管理では管理部門も重要な役割を果たしている。さらに役員、農業関連事業や営農指導事業以外の職員も協力して、黒字継続に取り組んでいる。

第2に、組合員と良好な関係を構築し、農協への信頼を得て、米の集荷や生産資材、施設などで高い農協利用率を実現している。また店舗や施設の再編なども組合員の理解を得て、可能になっている。

ただし、事業の有機的な連携においても、組合員との関係構築においても、後述のとおり、それぞれのJAで取組方法が異なっていることは興味深い（第1表）。

第1表 3JAの米産地としての特徴と黒字戦略

		JAピンネ(北海道)	JA秋田しんせい(秋田県)	JAみな穂(富山県)
米産地の特徴	主な米の品種 (作付面積割合)	ななつぼし(57%)	ひとめぼれ(65%)	コシヒカリ(81%)
	平均的な農家像 (農業経営体の平均経営 耕地面積 15年)	比較的大規模な主業農家 (14.5ha)	小規模な兼業的農家 (2.8ha)	小規模な兼業的農家 (3.8ha)
	JAの水田農業の基本 戦略	家庭用の高価格帯の主食用米 中心に消費者に選ばれる米づ くり	土づくり実証米ブランドで付 加価値を付け、業務用含め主 食用米を全量売り切る	業務用米、新規需要米も含む 多様な品目による水田フル活 用
黒字戦略	事業総利益	維持・増加傾向	減少傾向	減少傾向
	その要因	米の集荷量の増加と、これに よる生産資材・施設の利用増	集荷率は高いが、生産減少に よる集荷量の減少	集荷率は高く販売・取扱高は 横ばいだが、生産資材や利用 事業の収益減少
	事業管理費	横ばい	減少傾向	減少傾向
	その要因	職員数は減少しているが、1人 当たり人件費が増加	・管内を4エリアごとに店舗・ 施設を集約 ・配送の効率化 ・厳格な経営管理	不採算店舗の廃止と集荷施設 の統合
高い農協利用率や収支 改善につながる組合員 との関係強化策	・農家訪問で幅広い営農相談 対応や全職員による農事組 合サポーターで関係強化 ・組合員ごとの土壌・食味デー タによる営農指導や、米の品 質による精算金格差の導入	・土づくり実証米による安定し た販売実績で組合員の信頼 を得る ・JAの財務データを組合員と 共有して、組合員にJA利用 や手数料引上げへの理解を 得る	・歴史的に管内一圃場として JA中心に地域農業を振興 ・新規需要米の用途の割り当 てはJAが決め、組合員の不 公平感をなくすため、販売価 格が異なっても、精算金は用 途にかかわらず一定	

資料 JAピンネ、JA秋田しんせい、JAみな穂資料および農林水産省「農林業センサス」に基づき筆者作成
(注) 網掛けは、黒字に寄与した要因。

(4) 黒字要因の相違点

a 事業総利益と事業管理費の増減

3JAが農業関連事業利益の黒字を維持している要因を、農業関連事業の事業総利益と事業管理費に分けてみると、JAピンネの場合は事業総利益の維持ないし拡大が黒字要因で、事業管理費は横ばいである一方、JA秋田しんせいとJAみな穂では事業総利益が緩やかながら減少し、事業管理費の削減が黒字維持に寄与しているという違いがある。

事業総利益の動向について、JAピンネとJA秋田しんせいを比較すると、JAピンネでは地域の農業生産量の維持と高い集荷率によって、米の集荷量を確保し、ブランド米や高品位米の比率も高めている。数量に加え、価格面からも販売・取扱高の増加にプラスに働いているとみられる。このことが生産資材や施設の利用にもつながり、様々な手数料収入の増加が事業総利益を押し上げている。

一方、JA秋田しんせいでは、JAの販売手数料が数量に基づく定額となっているため、米の集荷量の減少が、事業総利益減少に大きく影響しているとみられる。

すなわち、農業関連事業の事業総利益が維持・拡大か減少かという2JAの違いは、基本的には地域の農業生産量が維持されているか否かに基づいていると考えられる。高齢化等で農家数が減少するなかで農業生産量を維持するには、農業を継続する農家の規模拡大が必須であるが、JA秋田しんせいのような小規模な兼業農家中心の地域で

はそれが難しいのではないかとと思われる。

次に、事業管理費についてみると、JAみな穂では、不採算店舗の廃止、集荷施設の統合によって、人件費、減価償却費をともに大幅に削減した。さらに、組合員の翌年の作付計画を確定させ、肥料・農薬の年内引取りを進めることによる在庫コストの低減、繁忙期における農業関連事業への他部門職員の応援など、恒常的な事業管理費の抑制も行われている。

JA秋田しんせいでは、管内を4つのエリアに分け、エリア単位での生産資材の店舗・配送体制を集約化することで、人件費を大幅に削減し、棚卸資産も縮小することができた。

両JAは、事業管理費の削減の大きな柱が施設の統廃合ということで一致しているが、一方、JAピンネの事業管理費は、最近10年間ほぼ横ばいであり、14年度を底に人件費を中心にやや増加する傾向もみられる。

b 部門別損益管理

JAピンネもJAみな穂も部門別・場所別損益管理を実施しているが、特にJA秋田しんせいが部門別・場所別損益管理を核とした厳格な経営管理を行っていることが注目される。

まず、各部門が策定した計画は経営管理部の査定を経て決定される、目標が未達成の場合には各部門に対策の提出が求められるなど、目標達成のために管理プロセスが工夫されている。

並行して、役職員と組合員の収支に関す

る意識改革も行われた。経営管理部が支所や施設の職員も含めた役職員への説明を徹底することで、役職員の収支への意識は高まった。さらに、組合員には、JA全体だけでなく地域の店舗や施設などの損益の情報まで公開して、収支改善の重要性を説明し、事業や施設の利用増や販売手数料の引上げへの協力を得ることに成功した。

c 組合員との関係性の構築について

JA秋田しんせいとJAみな穂の事業総利益が緩やかな減少にとどまっているのは、高い米の集荷率や生産資材等の高い農協利用率によるところが大きい。その背景には、組合員とJAとの信頼関係があり、そのため様々な取組みが行われてきた。

JA秋田しんせいでは、土づくり実証米を中心に全量売り切るという戦略のもと、安定した販売実績をあげて組合員の信頼を得、農協の米の集荷率は9割、土づくり肥料の散布率は8～9割に達している。

JAみな穂は、ブロックローテーションやとも補償などの歴史を重ねて、「管内一圃場」、すなわち管内の一つの農場として、地域農業を推進してきた。これらが9割という高いJAの米集荷率につながっている。

このようにみると、JA秋田しんせいとJAみな穂は地域の農家組合員がJAを中心に一つにまとまり、それがすなわち農協への高い結集力となっている印象が強い。

一方、JAピンネの場合には、組合員ごとの情報提供や相談対応、またインセンティブがあり、一人ひとりの組合員がそれらを

判断した結果、全体として高い結集力となって表れていると考えられる。例えば、営農渉外が農家組合員を訪問し、組合員ごとの土壌分析や食味分析のデータを提示して施肥を提案している。また、組合員ごとに品質による精算金の格差を導入している。これは、JAみな穂では、需要に応じた生産のために新規需要米の用途別の組合員への割りあてはJAが決めるが、それに対する組合員の不公平感をなくすために、用途によって販売金額は異なるものの精算金額は用途にかかわらず一定としていることとは対照的である。

こうした違いの背景には、それぞれのJAが組合員との間で様々に積み重ねた歴史があると思われるが、加えて、小規模兼業農家と大規模専業農家には、異なった対応が必要であることも影響しているのではないだろうか。

おわりに

3JAの米産地としての性格はそれぞれ異なるが、それぞれのJAは地域農業と農協の生き残りをかけ、地域の実情に合わせた多様な戦略を実施し、組合員との関係を強化することで、農業関連事業の黒字を維持していることが確認できた。

農協が地域に密着した協同組合だからこそ、農業関連事業においても、組合員と地域の実情に合わせた戦略がとられているといえるだろう。

地域に密着した協同組合として、農協は、

地域社会の生活インフラとしての役割も担っている。JA秋田しんせいは、農村部では黒字化が難しい介護事業を抱えている。人口減少によって地域の小規模店舗が撤退するなかでも、JAピンネは赤字の生活店舗を続けている。

こうした生活インフラの維持は、農業関連事業の黒字が支えている面がある。また、地域で農業を営むとともに生活している組合員に生活インフラを守る農協の姿が評価され、様々な事業での農協への結集力につながっていることも付け加えておきたい。

<参考文献>

- ・農林中金総合研究所（2020）「令和元年度 農業関連事業等が黒字の農協に関する調査委託事業報告書」3月
https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_kenkyu/attach/pdf/index-111.pdf

執筆分担

<はじめに、1（1）、2、おわりに>

齊藤由理子（さいとう ゆりこ）

<1（2）>

小田志保（おだ しほ）

<1（3）>

長谷 祐（ながたに たすく）

書籍案内

農林漁業金融統計2019

A4判 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

<発行> 2019年12月

廃炉と復興の狭間で

—震災10年の福島を考える—

小山良太

〈福島大学食農学類 教授〉

〔要 旨〕

原子力災害発災10年を機に検討されている放射能汚染対策、放射性物質検査体制の転換に対し、この間の「風評被害」状況及び流通構造の変化を踏まえた新たな検査制度、産業振興政策の構築とそれに基づく産地形成のあり方を検証する必要がある。そのためには震災10年の間に何が損なわれ、何が回復可能であったのか、原子力災害の損害構造を明確にすることが必要であり、原子力災害に伴い実施された様々な事業、補助の総括を行うことが求められる。震災前には戻れない福島の産地において新しい産地と流通システムを構築するための基礎資料の作成が急務である。

このような中で、廃炉を進めるための汚染水（トリチウム水）の処理と地元漁業の復興（本格操業）が対立する事態が生じている。本稿では、震災9年の間に行われてきた農業農村における放射能汚染対策と復興の到達点を確認したうえで、今問題となっている汚染水と漁業の問題について検討していく。

目 次

はじめに

- 1 農産物における放射能検査の到達点
- 2 廃炉と復興に揺れる福島
- 3 震災10年目の課題
—ALPS処理水の処分問題—

4 コロナ禍での説明会の困難性

- 5 トリチウム水の処理をどう考えるか
おわりに
—なぜ今なのか？廃炉と復興の矛盾—

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災から10年を迎えようとしている。福島復興は中間地点に差し掛かっている。復興庁（東日本大震災からの復興の状況と取組、2019）によるとその被害状況はほぼ回復という評価をされている。発災当時、約47万人いた避難者は6.2万人まで減少し、被災3県（福島・宮城・岩手）における津波被災農地の営農再開率は83%（16,770ha）、漁業産出額回復率は93%（743億円）、製造品出荷額は震災需要の増加もあり3県ともに100%を超える回復率となっている。しかし、地震・津波に加え原子力災害の被害地域となった福島県においては、農地の復旧率（除染を含め営農再開可能な農地）55.6%、漁業産出額回復率46.7%に留まっている（福島県、ふくしま復興のあゆみ第23版、2018）。これは放射能汚染に伴い、長期間に及ぶ避難、放射性物質検査の実施、作付制限・出荷自粛、試験栽培・試験操業など原子力災害特有の被害を回復させることの困難性を表しており、まさに「社会変動」を体現している。

放射能汚染による社会変動を経験した地域産業の損害は3つの枠組みで捉えられる（小山・小松編著（2013））。

第1は、フローの損害である。これは、作付制限対象となった農産物、出荷制限となり生産物が販売できなかった分の経済的損失及び「風評被害」等による取引不成立や価格の下落分の損害である。原発事故以

前（2010年）の福島県の農業粗生産額は約2,330億円であったが、事故後（2011年）は1,851億円と減少し、2018年には2,077億円まで回復している。この間の損害賠償額は約3,030億円であり、作付制限・出荷制限に伴う賠償の他、農地を利用できない期間の賠償も含まれる。

第2はストックの損害である。これは、物的資本、生産インフラの損害であり、農地の放射能汚染、避難による施設・機械の使用制限などが含まれる。2013年度より、東京電力による財物賠償が開始されたが、減価償却が終了した農機具などは一括賠償の対象となり、再購入価格には程遠い賠償額が査定されてしまうという問題を抱えている。

重要なのは第3の社会関係資本の損害である。これまで地域で培ってきた産地形成に関わる投資、地域ブランドなど市場評価を高めるための生産部会活動、農村における地域づくりの基盤となる人的資源やそのネットワーク構造、コミュニティー、文化資本など多種多様な社会関係資本が損害を被り、地域社会は危機の段階から変動を前提とした構造に変化した。避難指示区域では十数年に及びこれら地域資源・社会関係資本を利用することができない。この損失分をどのように測定するか、対策としてどのように穴埋めするか、このことは極めて重要な問題となる。現段階では、原子力損害賠償紛争審査会（原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて文部科学省に臨時的に設置される機関、2011年4月11日設置）で

もまったく手つかずの状況である。

原発事故という「危機」を経験し、福島県の被災者・住民は様々な局面で分断されてきた。放射能のリスクに関する考え方、事故直後に避難したのかしなかったのか、福島県産農産物を食べるのか食べないのか、福島で子育てを行うのか、避難指示解除区域に帰村するのか避難を継続するのか、賠償金を貰っているのか貰えないのか。様々な場面で分断が継続・深化している。それぞれ異なる意見を一つにまとめるためには時間がかかる。原子力災害の最大の損害は再生の準備のための時間を奪ったことに他ならない。緊急時の復旧段階から本格的な復興段階に移行するにあたり、このような損害と損失、損害の現象形態を整理したうえでの復興政策の策定が必要である。

原子力災害発災10年を機に検討されている放射能汚染対策、放射性物質検査体制の転換に対し、この間の「風評被害」状況及び流通構造の変化を踏まえた新たな検査制度、産業振興政策の構築とそれに基づく産地形成のあり方を検証する必要がある。そのためには震災10年の間に何が損なわれ、何が回復可能であったのか、原子力災害の損害構造を明確にすることが必要であり、原子力災害に伴い実施された様々な事業、補助の総括を行うことが求められる。震災前には戻れない福島の産地において新しい産地と流通システムを構築するための基礎資料の作成が急務である。

このような中で、廃炉を進めるための汚染水（トリチウム水）の処理と地元漁業の復

興（本格操業）が対立する事態が生じている。本稿では、震災9年の間に行われてきた農業農村における放射能汚染対策と復興の到達点を確認したうえで、今問題となっている汚染水と漁業の問題について検討していく。

1 農産物における放射能検査の到達点

まず、農業における復興過程を確認しておきたい。筆者は、事故当時から、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター（以下FUREと表記）を中心に関係研究機関と連携しながら原子力災害の損害構造の解明、食料・農業生産の再生に向けての試験研究を実施してきた（2011年5月～）。当時は、FURE農業復興支援担当として、農地放射性物質分布マップの作成（小山編著・小松・石井（2012））、作付制限地域における試験栽培の実施と作物への放射性セシウム移行メカニズムの解明、吸収抑制対策の効果の検証を組織的に推進してきた。放射能汚染地域における食と農の再生には、自然の物質循環サイクルにおける放射性物質の挙動の分析と農地・営農環境・作付作物ごとの移行メカニズムの把握が必要である。この成果の一部は日本学術会議の提言として発表し、作物ごとのリスク評価、リスクレベルに合わせた吸収抑制対策の実施と検査体制を設計し、それを認証する仕組みが必要であることを示した（日本学術会議（2013））。

現在、課題となっている食品と放射能に

関する「風評」被害問題は、一方的に安心してくださと情報を押し付けることではなく、消費者が安心できる「理由」と安全を担保する「根拠」を提示することでしか解決できない。安全の根拠は、①営農環境における放射能汚染実態、②植物体への移行メカニズムの把握とそれに合わせた吸収抑制対策の実施、③リスクに応じた検査体制の確立と認証制度、を基に構築することが必要であり、放射能汚染対策と検査体制の体系化が求められてきた。

東京電力福島第一原発事故後、9年間、福島県産農産物に関して、米は毎年約35万トン、1,000万袋を全量検査し、米以外の果樹、野菜、畜産物等は毎年2万検体を超えるモニタリング検査を実施してきた。その結果、山菜、きのこなど野生物を除く作物では、放射性物質の基準値を超えるものはなくなり、検出限界を超えるものもほぼみられなくなった。これは農地の除染、カリウムの施肥などの吸収抑制対策、移行係数の高い作物からの作付転換、過去に放射性物質の検出された農地などにおける作付自粛など、結果として総合的な対策が福島県において自主的に実施されてきた成果である。

米は水田を利用する作物であり、2011年の事故初年度は様々な要素の影響を受け作物中の放射性物質濃度の分散が大きかったこととその要因が明らかになっていなかったため、全農地、全農家、全玄米を検査することとなった。事故当時の農業用水の影響や土壌中カリウムの欠乏がセシウムの吸

収を促すことなど様々な試験研究の成果が蓄積され、作付制限、農地の除染、カリウム散布（標準施肥量）による吸収抑制策など、生産面での対策が強化された。その結果、栽培レベルで安全性を確保することが可能になった。つまり、福島県産米は「入口」の段階で安全性を担保し、流通経路にのる「出口」段階でさらに全量全袋検査を行い、安全と安心を担保するという2段階の仕組みとなっているのである。

本来、消費者、流通業者としては米に放射性物質が混入していないという安全性の担保を求めており、それは「入口」で確実に実施されるものである。その実効性をモニタリング検査（サンプル方式）で確認するのが安全性確保の考え方である。入口における生産段階での対策が確立していなかった当時、やむなく出口において全量全袋検査を実施し、検査漏れを防ぐ対策を施してきた。

生産面における放射能汚染対策が実施されている現在、流通段階における全量全袋という検査方式を見直すことは理にかなっている。問題は、生産面での対策が実施されていることが多くの流通業者、消費者に周知されていないことである。周知のための期間の確保と啓発の取り組みが必要である。

2 廃炉と復興に揺れる福島

原子力災害から福島の復興において、最大の難関は福島第一原子力発電所の廃炉に

ある。2017年8月には、3号機の格納容器内部の映像が公開され燃料デブリ（溶融核燃料）の存在形態が確認された。廃炉の最終工程が燃料取り出しだとすると、直近の課題は増え続ける「汚染水」をどのように処理するかという問題である。

一般に「汚染水」と呼ばれているものは、性質の異なる2種類の水を指す。一つは原子炉に流入する前にくみ上げられた地下水である。これは放射性物質に触れる前の水であり、検査により基準値以下であれば現在でも海洋放出されている。もう一つは原子炉の冷却に使われる水であり、これは汚染物質に直接接触するため高濃度に汚染されてしまう。本来、汚染水という言葉はこちらを指す。この冷却水は、汚染された様々な放射性物質をALPSという装置でセシウム、ストロンチウムなどの核種を除去したうえで処理済みの汚染水（ALPS処理水）としてタンクに貯蔵されている（第1図）。しかし、この処理の過程では水と構造が似て

いるトリチウムという核種は除去できないため、この処理水をトリチウム水と呼ぶ。

原発建屋に入る前にくみ上げられた地下水も、原子炉冷却のために核物質に触れて汚染され、その後処理された処理水（トリチウム水）も一般に「汚染水」として認識されることがあるが、注意が必要である。本来の意味の汚染水は処理前のものを指す。

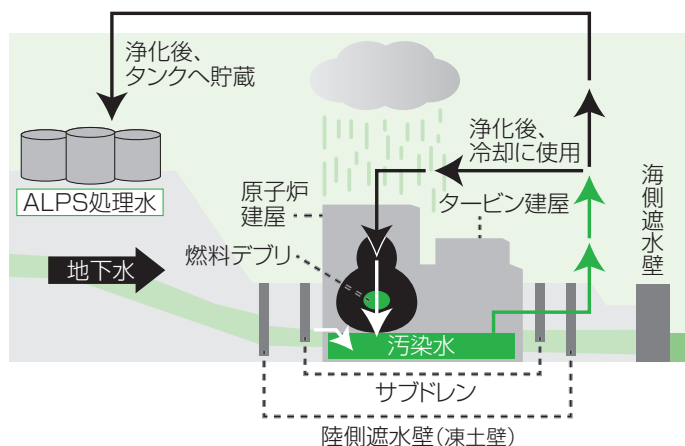
3 震災10年目の課題 —ALPS処理水の処分問題—

現在、東京電力福島第一原発の廃炉過程において、この処理水をためるタンクが増え続けている。このような状況に対し、筆者も委員として参加した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」は最終報告書を公表した（2020年2月10日）。これによると、処理水の量は、2019年10月31日時点で、合計約117万 m^3 となっており、トリチウムの量、濃度はそれぞれ、約856兆ベクレル（Bq）、平均約73万Bq/Lとなっている。

ALPS処理水等を保管するタンクは、2020年末までに約137万 m^3 までの増設を行う計画であるが、東京電力の説明では2022年夏頃にはタンクが満杯になる見通しであり、現行計画以上のタンク増設の余地は限定的であるとされている。

小委員会に先立って処分方法を検討したトリチウム水タスクフォース（2013年12月～2016年6月）では、地

第1図 汚染水発生メカニズムとALPS処理水*



出典 経済産業省「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書(2020年2月10日)」10頁より

層注入、水素放出、地下埋設、水蒸気放出、海洋放出の5つの処分方法が検討され、その後、設置された多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会（2016年11月～2020年2月）において、それぞれの方法について処分を行った場合の社会的影響（風評被害や経済的損失など）を検討してきた（第2図）。

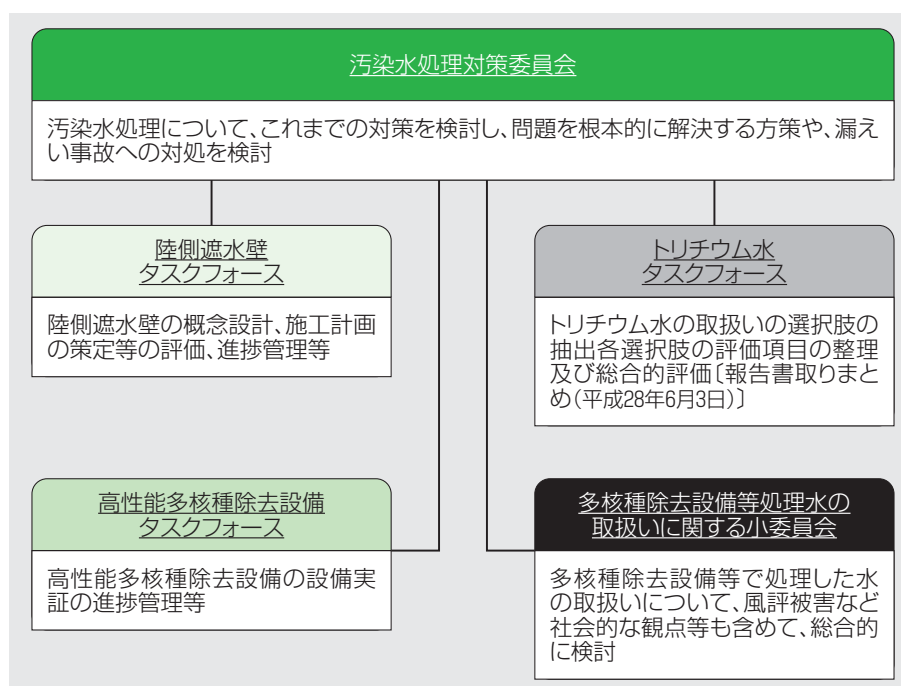
小委員会の結論は、「地層注入、水素放出、地下埋設については、規制の、技術的、時間的な観点から現実的な選択肢としては課題が多く、技術的には、実績のある水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢である」というものである。

ただし、次のような留意点を指摘している。「社会的な影響は心理的な消費行動等に

よるところが大きいことから、社会的な影響の観点で処分方法の優劣を比較することは難しいと考えられる。しかしながら、特段の対策を行わない場合には、これまでの説明・公聴会や海外の反応をみれば、海洋放出について、社会的影響は特に大きくなると考えられ、また、同じく環境に放出する水蒸気放出を選択した場合にも相応の懸念が生じると予測されるため、社会的影響は生じると考えられる」。

つまり、海洋放出と水蒸気放出は社会的影響は大きいですが、現実的な対応として「5つの処分方法」の中から選択肢を選ぶとしたら、過去実績のある2つの処分方法を選択せざるを得ないという結論であったと私は考えている。小委員会内では、陸上保管

第2図 福島第一原子力発電所における汚染水対策



出典 経済産業省「福島第一原子力発電所における汚染水対策」
<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku.html>

の継続と敷地の確保（拡張）、タンクの増設、トリチウム分離技術の検討なども行われたが、先ほどの用語を繰り返すと、「規制的、技術的、時間的な観点から現実的な選択肢としては課題が多」ということと、そもそも小委員会の目的がトリチウム水タスクフォースで定めた5つの処分方法がなされた場合の社会的影響を比較分析することであり、タスクフォースの結論を超えて新たな方法を探ることではないという結論であった。5つの処分方法から現実的な解を決めるとすれば、過去実績がある海洋放出が最も技術的なリスクも少なく、費用的にも最小になるという結論は委員会の初回から想定できた。しかし、海洋に放出するとなれば、海は世界と繋がっており、諸外国の反応や漁業、観光など様々な産業への影響も考えると社会的な影響は最も大きい。委員会の主目的とは異なるが、陸上保管も含む他の方法も検討対象としたことは委員長や事務局の誠意だったと思うが、結論は、トリチウム水タスクフォースの定めた5つの処分方法から2つを選ぶということになったのである。

水蒸気放出は、アメリカのスリーマイル島原発事故（1979年）の廃炉の際に、処分量は異なるが、事故炉で放射性物質を含む水蒸気の放出が行われた前例があることや、通常炉でも、放出管理の基準値の設定はないものの、換気を行う際に管理された形で、放射性物質を含んだ水蒸気の放出を行っていることを挙げている。注意点としては、①液体放射性廃棄物の処分を目的とし、液

体の状態から気体の状態に蒸発させ、水蒸気放出を行った例は国内にはないこと、②水蒸気放出では、ALPS処理水に含まれるいくつかの核種は放出されず乾固して残ることが予想され、環境に放出する核種を減らせるが、残渣が放射性廃棄物となり残ること、を指摘している。

海洋放出について、「通常運転中」の国内外の原子力施設において、トリチウムを含む液体放射性廃棄物が冷却用の海水等により希釈され、海洋等へ放出されており、これまでの通常炉で行われてきているという実績や放出設備の取扱いの容易さ、モニタリングのあり方も含めて、水蒸気放出に比べると、確実に実施できると報告書には記載されている。注意点としては、排水量とトリチウム放出量の量的な関係は、福島第一原発の事故前と同等にはならないと指摘している。つまり、事故後の放出量は、前述した現在貯蔵されているタンク内のトリチウムの量、約856兆ベクレル（Bq）から考えると相当大きくなる。事故前の福島第一原発のトリチウムの排出量は年間2.2兆ベクレルであったことから856兆ベクレルという総量を処分するには、同じ排出量だと389年かかることになってしまうのである。

これら2つの処分方法をとった場合の、風評被害対策の方向性について、報告書では、「水蒸気放出及び海洋放出のいずれも基準を満たした形で安全に実施可能であるが、ALPS処理水を処分した場合に全ての人々の不安が払しょくされていない状況下では、ALPS処理水の処分により、現在も続いて

いる既存の風評への影響が上乘せされると考えられる。このため、処分を行う際には、福島県及び近隣県の産業が、安心して事業を継続することができるよう、風評被害を生じさせないという決意の下に、徹底的に風評被害への対策を講じるべきである。」としている。具体的な対策については、処分方法、処分時期、処分期間が定まった後、予算等と相談のうえで政府が責任を持って決定するというものであるため、現段階で「新たな」対策を提示することはしていない。現行の風評対策の延長や追加的措置は想定できるが、実際に処分された場合、その前の国民的議論の広がりや方向性、諸外国の反応によっては、対策の内容は大きく変わる可能性もある。この点も現地の関係者や自治体の大きな不安点となっているのではないと思われる。

4 コロナ禍での説明会の困難性

2020年2月の報告を受け、現在、経済産業省による「多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の御意見を伺う場」が開催されている。2020年4月6日 第1回、4月13日 第2回、5月11日 第3回、6月30日 第4回と現在4回開催され、農林水産業、自治体、商工観光、食品流通の代表者から、事前に説明を行ったうえで意見を聞いている状況である。

また、この間、福島県内59市町村議会のうち18市町村議会が処分方針に関する意見

書の提出や決議を行う動きも盛んになってきている。賛成や明確な意思表示がないものもあるが、多くは反対や懸念、更なる対策の検討などを付言するものである。

内容は大きく4点を含んでいる。①水蒸気・海洋放出への反対意見、②2つの処分方法の見直し、③処分した際の政府の対策への懸念と風評対策の実効性への不安、④処分時期・方法を決定する過程における合意形成のあり方に関するものである。

①②は、今回の報告書にある海洋放出、水蒸気放出という処分方法そのものへの反対意見の表明である。現行行われているタンクによる処理水の保管に関して、敷地を増設、あるいは新たに確保して継続すべきというものである。

③は処分した際の具体的な補償や風評対策の内容が示されていないこと、その規模や実効性が担保されていないと感じていることの表れだと思われる。現状の風評対策でも、一部の農産物では、いまだに価格が戻っていない。また、風評被害を超えて市場評価自体が低下し、業務用途への転換や取引順位の低下、ブランド価値の低下が固定化しているものもある。消費者庁の風評調査結果をみても、減少しつつあるが福島への忌避感を示す人が一定程度存在し続けている中で、更なる負荷に対処することは避けたいと考えるのは当然である。

④は意見を聞く場の開催が、コロナ禍で実施されていることに起因する。トリチウム水の処理に関する情報や処分方法に対する賛否が分かれている理由、それぞれの置

かれた立場など、国民的議論に繋がりづらい状況にあることから、処分を決定する国・東電と現地・関係者・国民の間で合意が形成されたと感じる事が難しいのではという意見である。実施主体としては新型コロナウイルスの広がりを見込んでいなかったため、苦労されている状況であると思うが、4～5月に行われた意見聴取に関して、現にメディア等での扱いも小さく、トリチウム水に関する、あるいは処分方法に関する基本的な理解すら進んでいないのではないかと。国民にトリチウム水処理に関する情報が共有されていない中で、あたかもタイムリミット（小委員会の報告では期限を定めているわけではない）が来たかのように処分方法や時期が決定されてしまうのではないかと不安があるのではないかと。一部で議論を尽くしたとしても、何らかの決定がなされた際に「知らない間に勝手に決まってしまった」「私はこんなこと聞いていない」「あるいは決定後に「私は反対だった（賛成だった）」と感じる人々が大勢出てしまうことは、合意形成とは程遠い状況になってしまう。

もう一つは、意見を聞く場はあくまで組織代表者の意見が中心であり、次世代の子ども達や若い世代、後継世代の意見などが、現状ではなかなか反映されにくい状況にある。2020年7月15日までパブリックコメントを募集しているが、その前提となる今回の小委員会の報告内容自体を国民に届けることが困難な状況にある。

5 トリチウム水の処理をどう考えるか

第1は、今回処分を検討されているものが、通常炉と異なり事故炉から排出された汚染水を処理したトリチウム水であるという問題である。

2019年11月17日、衆議院議員の細野豪志氏が「福島原発処理水の海洋放出を断念する時だ―福島に寄り添い、差別とは断固として戦う―」と題する論考を論座にて公開し話題となった。

トリチウムの化学的な性質、WHOの定める安全基準、通常炉である原子力発電所からはトリチウムが常時排出されていることを示し、海洋放出という処分方法は理にかなっているというものである。たしかに、通常運転をしている原子炉からトリチウム水は排出されており、世界をみると日本と比べ膨大な排出量の国も存在する。それ自体を問題視する意見もあるが、これまで排出していたのだから、今回も同じことをするだけという考え方はあり得るだろう。

ただし、今回の処分の問題は、世界中で注目された福島第一原発の廃炉の過程で排出された汚染水をALPSで処理し、トリチウム以外の核種を取り除いたうえで放出するという2重3重に説明を要する「水」である。そのため、核燃料棒に触れた汚染水自体を放出するのではないかと、ALPS処理で本当に他の核種を取り除けているのか、発表されたデータ自体に誤りがあるのではな

いか等、様々な疑念が生じやすい「水」なのである。そのため、トリチウム自体の化学的性質や国際基準の説明、処理方法自体の解説を丁寧に行い、国民的な理解が醸成されることが処分方法（あるいは貯蔵）を考えるうえでの前提となるといえる。が、これできていないのである。

第2は、これに関連して現在タンクにたまっているALPS処理水の2次処理の問題である。実は、現在のタンクにはALPS処理後であるが、トリチウム以外の核種が取り除けていない状態の「処理水」が保管されている。小委員会報告書には下記の注が付されている。「ALPSはトリチウム以外の62種類の放射性物質を告示濃度未満まで浄化する能力を有しているが、処理を開始した当初は、敷地境界における追加の被ばく線量を下げることが重視したことなどにより、タンクに保管されているALPS処理水*の約7割には、トリチウム以外の放射性物質が環境中へ放出する際の基準（告示濃度限度比総和 1 未満）を超えて含まれている。ALPS小委員会では、こうした十分に処理されていない水について、環境中に放出される場合には、希釈を行う前にトリチウム以外の放射性物質が告示濃度比総和 1 未満になるまで確実に浄化処理（2次処理）を行うことを前提に、ALPS処理水の取扱いについて検討を行った。したがって、本報告書の中のALPS処理水の表記については、特段の断りがない場合には、トリチウムを除き告示濃度比総和 1 未満のALPS処理水を『ALPS処理水』とし、十分処理されていな

い処理途中のALPS処理水を『ALPS処理水（告示比総和 1 以上）』とし、この二つ（ALPS処理水とALPS処理水（告示比総和 1 以上））を併せて指す場合は『ALPS処理水*』とすることとする」。

報告書の当初案では、この「十分処理されていない処理途中のALPS処理水」を「ALPS処理水（告示比総和 1 以上）」ではなくALPS「未」処理水と表記していた。当然、処分の際には2次処理（再度十分な性能を有する状況のALPSを通す）を行い、トリチウム以外の核種は告示濃度比総和 1 未満まで取り除くことになるわけだが、この過程を説明し、この処理を担当する東京電力の実効性の担保を多くの国民に「理解」して貰うことは、単純な話ではない。相当に「丁寧」な説明が必要になると思われる。

第3は、トリチウム総量約856兆ベクレル(Bq)を放出するとなると、希釈して濃度を基準値以下に下げたとして、事故前の排出状況以上の量を毎年放出し続けなければならない点である。東京電力の試算によると、2025年に放出を開始した場合、年間22兆ベクレルずつだと2053年まで処分期間を要する。同様に、50兆ベクレルは2041年、100兆ベクレルだと2033年となる（東電資料による）。廃炉までのロードマップが30～40年を想定しており、廃炉と共に放出を完了した場合でも、年間22兆ベクレルのトリチウムを毎年放出しなければならない（事故前の福島第一原発の年間排出量は2.2兆ベクレル）。つまり、例えば海洋放出をする場合、トリチウム水の処分は数十年にわたり継続する

ため、漁業者は1～2年の我慢では済まず、長期間にわたりこの問題に向き合わなければならない。風評問題を含む様々な課題に対処しなければならなくなるのである。

おわりに —なぜ今なのか？廃炉と復興の矛盾—

2020年2月25日のコモンカスベの出荷制限指示解除により、福島県海域における水産物の出荷制限指示は全て解除となった。福島県漁業は本格操業に向けて動き出している最中であり、なぜ今なのかという声があがっている。なかには、事故直後の出荷制限が続く中処分をしてしまっていた方が、影響が小さかったのではないかという意見もある。そのくらい今回の処分に関するタイミングは現地を困惑させている。

その背景には過去の苦い思いがある。2017年7月に、東京電力の当時の新社長から、トリチウムが残存した処理水の海洋放出を決めたかのような発言があり、その後、謝罪・撤回をし話題となった。既に放出されていたサブドレンの水は、くみ上げた地下水であり、放射性物質に触れる前の水である。当時発言のあったトリチウム水は、現在議論されている原子炉内部の冷却に使用されたいわゆる汚染水を処理したものであり、これまで海洋放出してきた地下水とは異なる。

福島県漁連は、東京電力福島第一原発の汚染水低減策として、建屋周辺の井戸「サブドレン」などからくみ上げた地下水を浄

化したうえで海に放出する計画に関して、2015年度から容認してきた経緯がある。しかし、これは安定的に廃炉作業を進めるためにやむなく了承したものであったが、当時の海洋放出に関する報道に際して、福島県の漁業者に批判が殺到したという事実があった。

それは、海には境がなく、かつ公共のものであり、なぜ福島県の漁業者が勝手に承認をするのか、何の権限があるのかという海洋放出反対の方々の声であった。無作為であったにせよ、事故当事者の東電や政策決定者の国ではなく、被害地域である福島県の漁業者に海洋放出の責任が転嫁され、地元は翻弄されたのであった。

震災から9年が経過した福島県漁業は、本格操業に向けて努力している段階であり、「トリチウム水」の海洋放出には反対の意向を伝えている。現在議論されている海洋放出には国内外からの風評も含めた批判が予想される。漁業者に海洋放出を容認するように説得する戦略では、漁業者が受け入れたから海洋放出がなされたかのような印象操作がなされ、批判の矛先が地元に向かうことになる。地域の漁業者や、漁業関係者にとってもこの点は慎重にならざるを得ない。責任の主体は国と東電であることを改めて明確にしておく必要がある。

廃炉を進めることと復興を妨げることが同時に行われてはならない。被害地の人々に震災・原発事故から10年経過した以降も苦痛と忍耐を与え続けることを前提とした政策になってはいけない。これを避けるた

めには全国民、近隣諸国も含め、多数が納得して処分方法を受け入れることができるか、その合意形成の準備がなされているかが重要となる。この点を見極めなければならぬ。それが成立しないとすれば、また多くの困難を抱えることとなる人々が取り残されてしまう。

経済産業省のHPには、現状公開しうる限りの情報が掲載されており、小委員会の議論も包み隠さず公開されている。2018年の公聴会においても厳しい意見も含め対応していたと思う。小委員会の報告書は制約のある中で、問題点も留意点も提示した。賛成・反対関係なく、多くの方々にトリチウム処理の現状について、まずは知っていただきたいと考えている。下記では小委員会報告書の解説を行っている。

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/osensuitaisaku.html#special

<参考文献>

- ・青木美希 (2019) 「福島汚染土『再利用』を押しつける政府の狡猾——二本松市・南相馬市の道路整備計画に反対する住民の思いとは——」『論座』朝日新聞社、3月7日
- ・小松知未・小山良太・小池晴伴・伊藤亮司 (2015) 「米全量全袋検査の運用実態と課題——放射性物質検

査に関する制度的問題に着目して——」『農村経済研究』第33巻第1号

- ・小山良太 (2015) 「原子力災害の復興過程と食農再生」『計画行政』第38巻第2号、9～14頁
- ・小山良太 (2016) 「農業復興と情報」『災害情報』No.14、7月
- ・小山良太 (2017) 「汚染水に翻弄される漁業者、国と東電の責任明確化が必須」『エネルギーフォーラム』No.753、84～85頁
- ・小山良太 (2019) 「福島の風評被害の実態を考察する」『エネルギーレビュー』第39巻第9号、13～16頁
- ・小山良太 (2020) 「トリチウム水の処理をどう考えるか（海洋放出の是非を考えるのに欠かせない「トリチウム水」への理解）」『論座』朝日新聞社、7月8日
- ・小山良太・小松知未 (2012) 「放射線量分布マップ作成と食品検査体制の体系化に関する研究——ベラルーシ共和国と日本の原子力発電所事故対応の比較分析——」『2012年度日本農業経済学会論文集』
- ・小山良太・小松知未編著 (2013) 『農の再生と食の安全——原発事故と福島の2年——』新日本出版社
- ・小山良太編著・小松知未・石井秀樹 (2012) 『放射能汚染から食と農の再生を』家の光協会
- ・多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会 (2020) 「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書」2月10日
- ・日本学術会議 (2013) 「原子力災害に伴う食と農の『風評』問題対策としての検査態勢の体系化に関する緊急提言」9月6日
- ・濱田武士・小山良太・早尻正宏 (2015) 『福島に農林漁業をとり戻す』みすず書房
- ・細野豪志 (2019) 「福島原発処理水の海洋放出を決断する時だ——福島に寄り添い、差別とは断固として戦う——」『論座』朝日新聞社、11月17日
- ・森田貴己 (2020) 「ALPS小委報告書の読み方」水産経済新聞、2月21日付3面

(こやま りょうた)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(49)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(49)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(49)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(50)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(50)
6. 農業協同組合 主要勘定	(50)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(52)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(52)
9. 金融機関別預貯金残高	(53)
10. 金融機関別貸出金残高	(54)

〈特別掲載 (2020年3月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(55)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(56)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(57)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(58)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2015. 5	54,040,572	3,501,545	33,895,685	8,070,503	58,774,342	18,850,739	5,742,218	91,437,802
2016. 5	59,886,701	3,014,061	29,962,479	17,190,174	56,074,942	14,815,349	4,782,776	92,863,241
2017. 5	62,667,060	2,314,936	37,671,893	25,564,752	57,055,532	10,149,598	9,884,007	102,653,889
2018. 5	66,006,531	1,687,489	34,499,724	26,573,588	51,871,264	10,640,995	13,107,897	102,193,744
2019. 5	65,647,431	1,171,359	33,644,245	20,146,865	52,816,139	16,934,078	10,565,953	100,463,035
2019. 12	65,007,106	904,143	33,746,302	21,596,296	53,422,982	18,770,545	5,867,728	99,657,551
2020. 1	64,612,385	866,306	32,954,120	20,671,339	52,600,227	18,311,171	6,850,074	98,432,811
2	64,741,039	828,909	32,629,644	20,340,164	51,892,223	18,045,584	7,921,621	98,199,592
3	65,307,792	791,446	34,725,115	18,550,383	54,596,258	18,314,178	9,363,534	100,824,353
4	65,152,691	753,549	34,712,449	20,004,434	52,540,252	18,002,110	10,071,893	100,618,689
5	65,221,680	716,471	35,715,611	19,711,016	54,321,004	17,201,479	10,420,263	101,653,762

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2020年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	53,997,964	-	2,905,367	254	5,156	-	56,908,741
水産団体	1,837,621	300	131,333	-	68	-	1,969,323
森林団体	1,976	-	3,423	15	206	-	5,620
その他会員	1,599	-	20,258	19	-	-	21,875
会員計	55,839,160	300	3,060,380	288	5,430	-	58,905,558
会員以外の者計	537,654	12,171	673,664	125,163	4,965,387	2,083	6,316,122
合計	56,376,814	12,471	3,734,044	125,452	4,970,817	2,083	65,221,681

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 310,303百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2020年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	2,017,732	104,854	48,326	-	2,170,911
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	46,714	3,074	9,876	3	59,666
	森林団体	1,963	1,188	3,055	3	6,210
	その他会員	1,000	510	20	-	1,530
	会員小計	2,067,409	109,626	61,276	6	2,238,317
	その他系統団体等小計	141,013	10,889	54,122	-	206,024
計	2,208,422	120,515	115,398	6	2,444,341	
関連産業	4,730,337	54,494	1,031,604	2,193	5,818,628	
その他	8,563,666	8,502	366,343	-	8,938,510	
合計	15,502,425	183,511	1,513,345	2,199	17,201,479	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2019. 12	7,762,356	57,244,750	65,007,106	32,980	904,143
2020. 1	7,572,685	57,039,700	64,612,385	10,000	866,306
2	7,853,656	56,887,383	64,741,039	32,980	828,909
3	8,350,176	56,957,616	65,307,792	22,980	791,446
4	8,821,781	56,330,910	65,152,691	-	753,549
5	8,844,788	56,376,892	65,221,680	-	716,471
2019. 5	8,034,573	57,612,858	65,647,431	22,980	1,171,359

(借 方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2019. 12	39,770	21,556,526	53,422,982	11,027,255	4,595	-	165,063
2020. 1	30,996	20,640,343	52,600,227	10,958,879	4,630	-	157,621
2	46,079	20,294,085	51,892,223	10,958,879	4,480	-	167,393
3	39,368	18,511,015	54,596,258	11,151,007	1	-	171,668
4	60,719	19,943,715	52,540,252	11,656,327	-	-	181,963
5	32,422	19,678,593	54,321,004	11,897,768	-	-	183,510
2019. 5	108,471	20,038,393	52,816,139	10,426,160	9,302	-	156,875

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2019. 12	67,781,361	66,366,488	1,105,657	2,348,677	2,114,072
2020. 1	67,269,232	66,076,557	1,090,995	2,349,153	2,114,072
2	67,409,362	66,041,880	1,034,804	2,349,153	2,114,072
3	66,743,610	65,494,855	1,001,209	2,327,367	2,213,583
4	67,172,352	65,768,902	794,378	2,273,525	2,265,503
5	67,165,741	65,896,937	798,661	2,273,526	2,265,504
2019. 5	66,540,141	65,474,035	1,046,990	2,162,748	2,080,033

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2019. 11	38,060,609	66,847,306	104,907,915	689,650	598,698
12	38,665,784	66,843,469	105,509,253	694,427	609,920
2020. 1	38,224,744	66,549,764	104,774,508	696,107	616,480
2	38,924,463	66,018,839	104,943,302	689,759	610,847
3	39,005,305	65,109,487	104,114,792	708,356	624,718
4	39,656,024	64,997,736	104,653,760	717,630	634,346
2019. 4	37,097,411	66,614,422	103,711,833	652,781	564,194

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
50,000	2,094,330	4,040,198	27,528,794	99,657,551
-	1,664,200	4,040,198	27,239,722	98,432,811
-	1,590,414	4,040,198	26,966,052	98,199,592
-	792,594	4,040,198	29,869,343	100,824,353
-	1,082,929	4,040,198	29,589,322	100,618,689
-	1,253,284	4,040,198	30,422,129	101,653,762
50,000	1,702,655	4,040,198	27,828,412	100,463,035

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
17,394,510	1,208,079	2,891	18,770,545	188,541	5,674,592	99,657,551
16,946,574	1,204,858	2,116	18,311,171	163,530	6,681,914	98,432,811
16,701,813	1,174,035	2,341	18,045,584	131,352	7,785,789	98,199,592
16,824,382	1,316,200	1,926	18,314,178	54,330	9,309,203	100,824,353
16,279,081	1,539,293	1,772	18,002,110	21,362	10,050,531	100,618,689
15,502,425	1,513,344	2,198	17,201,479	75,257	10,345,007	101,653,762
15,586,647	1,188,348	2,206	16,934,078	862,129	9,694,523	100,463,035

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
83,328	44,362,076	44,313,605	80,000	1,183,132	19,412,129	8,107,988	1,845,486
70,297	43,716,197	43,663,080	35,000	1,194,535	19,455,513	8,114,621	1,849,783
71,648	43,702,002	43,652,861	40,000	1,206,185	19,604,498	8,121,557	1,849,227
83,374	43,233,677	43,170,054	50,000	1,133,199	20,306,202	8,206,788	1,876,836
91,042	43,447,860	43,389,447	55,000	1,236,983	19,055,582	8,209,927	1,884,185
77,840	43,336,834	43,276,598	60,000	1,260,065	19,184,682	8,276,155	1,880,306
74,783	44,373,821	44,313,832	50,000	1,119,912	18,338,701	7,665,909	1,766,583

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
433,190	79,665,373	79,453,800	3,944,740	1,401,904	22,011,169	154,317	608	
498,393	80,163,792	79,945,307	4,010,731	1,445,090	21,926,888	143,342	608	
445,635	79,401,521	79,191,955	4,008,357	1,428,511	21,907,148	142,480	603	
419,042	79,642,171	79,431,088	3,968,182	1,397,270	21,969,312	141,875	603	
433,826	78,929,265	78,711,455	4,030,806	1,449,727	22,009,899	144,932	603	
491,866	79,342,276	79,129,802	4,119,790	1,499,998	21,950,776	144,648	585	
519,586	78,972,929	78,719,414	3,878,191	1,438,144	21,723,137	155,158	613	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2020. 2	2,404,805	1,687,000	45,966	54,120	17,871	1,927,839	1,909,509	82,256	438,519	
3	2,349,585	1,612,156	48,966	54,125	18,859	1,871,225	1,853,148	81,585	443,448	
4	2,354,951	1,627,304	48,966	54,117	18,253	1,878,072	1,859,067	81,619	441,352	
5	2,353,023	1,631,696	48,965	54,217	17,149	1,872,806	1,854,817	81,050	449,163	
2019. 5	2,403,951	1,691,943	40,066	55,946	17,611	1,926,237	1,907,916	78,808	447,584	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2019. 12	771,031	424,350	74,750	53,953	99,371	5,289	771,170	763,228	-	134,869	4,984	75
2020. 1	768,479	423,474	72,756	51,862	99,405	5,779	773,991	766,655	-	131,545	4,939	75
2	763,282	420,373	71,027	50,393	99,384	5,759	766,197	758,592	-	130,422	4,625	75
3	762,873	421,259	73,591	53,073	98,932	6,551	766,635	760,205	-	130,751	4,605	75
2019. 3	778,365	425,220	73,996	54,436	98,628	5,755	784,613	776,400	-	135,322	5,784	76

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2017. 3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392	
	2018. 3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399	
	2019. 3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220	

	2019. 5	1,034,205	665,401	3,797,306	2,719,714	612,439	1,436,614	207,441	
	6	1,048,541	677,374	3,711,756	2,747,926	621,244	1,455,665	210,223	
	7	1,045,634	675,720	3,746,166	2,716,895	616,001	1,448,201	209,840	
	8	1,049,400	678,931	3,722,531	2,730,467	619,573	1,452,594	211,193	
	9	1,043,846	674,199	3,767,275	2,714,929	617,796	1,455,694	211,804	
	10	1,049,321	675,680	3,793,768	2,712,637	616,096	1,453,635	211,307	
	11	1,049,079	674,621	3,814,351	2,732,002	618,868	1,453,681	211,248	
	12	1,055,093	677,814	3,753,587	2,758,676	623,946	1,465,868	213,244	
	2020. 1	1,047,745	672,692	3,808,503	2,731,782	616,518	1,452,520	212,091	
	2	1,049,433	674,094	3,809,838	2,751,312	621,150	1,459,611	212,742	
	3	1,041,148	667,436	3,929,329	2,777,707	624,155	1,452,678	211,724	
4	1,046,538	671,724	4,056,999	2,806,135	632,456	1,471,542	213,113		
5 P	1,049,080	671,657	4,185,090	2,894,289	644,966	1,485,795	...		

前年同月比増減率	2017. 3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9	
	2018. 3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0	
	2019. 3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9	

	2019. 5	1.7	1.8	2.5	3.2	△5.4	1.3	2.0	
	6	1.5	1.8	2.4	3.5	△5.2	1.5	2.2	
	7	1.3	1.5	2.6	3.3	△5.1	1.4	2.3	
	8	1.2	1.6	2.3	3.8	△4.6	1.4	2.6	
	9	0.9	1.4	3.2	2.9	△5.6	1.2	2.4	
	10	0.9	1.1	3.5	3.5	△5.1	1.3	2.5	
	11	1.0	1.2	3.0	4.1	△4.7	1.6	2.6	
	12	0.8	0.4	2.6	4.0	△4.9	1.4	2.6	
	2020. 1	0.7	0.4	3.4	4.0	△4.8	1.3	2.6	
	2	0.8	0.7	3.7	4.5	△4.3	1.5	2.7	
	3	0.9	0.5	4.6	3.6	△4.7	1.2	2.2	
4	0.9	0.7	7.4	2.7	2.3	1.7	2.3		
5 P	1.4	0.9	10.2	6.4	5.3	3.4	...		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2020年3月末現在

(単位 百万円)

都府県道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,999,692	96,273	1,896,856	1,888,285	740,270	743,622
北岩茨	812,459	23,464	544,929	544,791	153,823	163,946
手城	1,469,458	28,669	898,971	897,414	490,672	224,376
埼玉	3,186,007	165,627	2,168,888	2,167,351	717,613	413,163
東京	2,808,314	130,239	1,646,723	1,646,635	1,116,701	338,198
神奈川県	4,599,805	201,759	2,993,903	2,993,673	1,661,186	588,554
山梨	582,628	21,179	401,526	401,158	131,826	68,756
長野	2,703,764	60,662	1,363,324	1,362,659	1,115,880	363,004
新潟	1,763,006	56,296	1,062,185	1,062,037	518,346	250,265
石川	1,013,497	33,047	742,497	742,485	180,279	143,302
福井	781,218	23,372	548,234	546,404	201,280	86,035
岐阜	2,621,465	74,618	1,896,608	1,896,178	692,258	215,284
静岡県	3,985,594	111,303	2,939,849	2,939,643	820,157	473,698
愛知	7,962,914	220,402	4,495,391	4,495,391	3,139,313	538,224
三重	1,995,917	68,752	1,071,664	1,070,308	803,735	238,249
滋賀	1,414,665	40,771	1,067,016	1,039,785	367,579	132,249
京都	1,242,449	41,997	987,267	982,681	222,034	115,230
大阪	4,277,892	140,690	3,059,896	3,059,864	1,138,618	728,472
兵庫	5,129,749	208,844	3,086,328	3,085,873	1,814,977	1,045,703
和歌山	1,453,892	57,883	1,100,666	1,100,647	246,231	137,241
鳥取	393,542	8,466	282,702	282,081	91,735	33,841
広島	2,366,156	80,200	1,740,101	1,739,752	604,794	81,387
山口	924,927	35,542	667,125	667,080	223,928	100,129
徳島	786,311	32,546	532,090	531,915	249,274	40,445
香川	1,691,048	28,418	827,911	827,708	903,723	43,726
愛媛	1,634,848	43,010	1,058,398	1,050,045	543,807	92,747
高知	869,486	24,880	571,215	571,213	187,429	102,718
福岡	2,202,968	46,173	1,501,043	1,500,674	609,134	219,871
佐賀	740,441	28,129	483,048	482,679	161,361	128,042
大分	487,894	15,510	305,135	304,953	142,577	58,173
宮崎	657,755	24,500	420,335	420,252	153,772	119,858
鹿児島	1,183,849	39,662	871,853	868,440	161,890	178,280
合計	66,743,610	2,212,883	43,233,677	43,170,054	20,306,202	8,206,788
一連合会当たり平均	2,085,738	69,153	1,351,052	1,349,064	634,569	256,462

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2020年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,523,485)	(143,357)	(2,812,114)	(2,799,820)	(10,984)	(798,647)	(106)
青森	569,210	4,362	394,579	394,011	16,921	121,879	10
岩手	1,065,138	14,325	783,023	778,195	49,195	221,244	7
宮城	1,277,255	16,930	838,710	834,773	57,412	359,804	10
秋田	841,440	4,714	549,969	548,462	42,839	187,911	13
山形	1,032,238	1,145	654,619	652,631	47,143	273,298	15
福島	1,898,577	16,460	1,378,985	1,376,907	37,461	450,087	5
(東北計)	(6,683,858)	(57,936)	(4,599,885)	(4,584,979)	(250,971)	(1,614,223)	(60)
茨城	1,830,094	13,420	1,426,068	1,419,557	78,928	333,636	17
栃木	1,743,094	10,043	1,314,591	1,310,780	112,298	304,030	10
群馬	1,612,816	980	1,298,209	1,294,639	24,540	268,988	15
(北関東計)	(5,186,004)	(24,443)	(4,038,868)	(4,024,976)	(215,766)	(906,654)	(42)
埼玉	4,395,075	3,867	3,118,365	3,108,301	187,490	1,128,277	15
千葉	2,761,355	3,387	1,946,769	1,944,734	104,532	723,040	17
東京	3,886,437	80,300	2,774,275	2,764,274	209,147	1,102,776	14
神奈川	6,695,333	136,046	4,563,415	4,541,771	430,151	2,007,247	12
(南関東計)	(17,738,200)	(223,600)	(12,402,824)	(12,359,080)	(931,320)	(4,961,340)	(58)
山梨	741,494	90	562,170	560,771	27,554	135,577	8
長野	3,206,521	8,243	2,511,401	2,509,709	54,571	671,153	16
(東山計)	(3,948,015)	(8,333)	(3,073,571)	(3,070,480)	(82,125)	(806,730)	(24)
新潟	2,280,160	6,182	1,700,225	1,698,911	82,970	486,377	23
富山	1,421,067	389	1,162,768	1,161,831	35,987	195,042	15
石川	1,306,452	1,224	991,695	988,348	47,056	312,976	16
福井	930,441	2,089	766,364	762,989	4,502	151,214	11
(北陸計)	(5,938,120)	(9,884)	(4,621,052)	(4,612,079)	(170,515)	(1,145,609)	(65)
岐阜	3,304,768	266	2,550,778	2,550,521	193,475	622,778	7
静岡	5,415,430	6,167	3,950,319	3,931,718	301,850	1,289,413	18
愛知	9,378,792	75,926	7,808,483	7,807,906	323,542	1,650,965	20
三重	2,594,838	565	1,961,503	1,953,267	228,210	415,232	9
(東海計)	(20,693,828)	(82,924)	(16,271,083)	(16,243,412)	(1,047,077)	(3,978,388)	(54)
滋賀	1,729,925	153	1,391,461	1,391,380	124,334	228,535	16
京都	1,440,502	22,001	1,216,374	1,214,200	42,561	220,232	5
大阪	4,957,176	34,136	4,208,264	4,197,737	161,721	622,262	14
兵庫	6,025,556	544	4,782,273	4,781,537	59,268	1,185,321	14
奈良	1,474,244	165	962,355	950,270	175,522	333,168	1
和歌山	1,717,521	848	1,409,252	1,407,215	42,750	221,495	8
(近畿計)	(17,344,924)	(57,847)	(13,969,979)	(13,942,339)	(606,156)	(2,811,013)	(58)
鳥取	524,570	6,985	390,473	390,262	13,402	97,916	3
島根	976,762	1,716	539,983	538,920	146,282	286,466	1
(山陰計)	(1,501,332)	(8,701)	(930,456)	(929,182)	(159,684)	(384,382)	(4)
岡山	1,862,470	4,782	1,362,249	1,344,388	43,186	439,064	9
広島	2,948,820	367	2,339,416	2,339,138	40,255	568,882	13
山口	1,220,897	490	896,842	893,615	46,112	271,726	1
(山陽計)	(6,032,187)	(5,639)	(4,598,507)	(4,577,141)	(129,553)	(1,279,672)	(23)
徳島	916,162	3,947	775,072	770,480	22,954	108,267	15
香川	1,862,866	2,862	1,680,512	1,680,077	-	197,330	1
愛媛	2,019,266	2,732	1,606,493	1,606,309	70,124	330,914	12
高知	966,781	256	825,564	823,797	23,393	113,920	4
(四国計)	(5,765,075)	(9,797)	(4,887,641)	(4,880,663)	(116,471)	(750,431)	(32)
福岡	3,047,184	4,103	2,180,440	2,173,415	74,313	841,674	20
佐賀	995,955	22,589	669,478	667,783	64,725	250,309	4
長崎	707,571	1,189	489,029	487,646	8,032	175,215	7
熊本	1,157,746	26,172	766,642	759,749	43,903	319,685	14
大分	680,070	1,590	469,454	469,312	7,774	185,206	5
(北九州計)	(6,588,526)	(55,643)	(4,575,043)	(4,557,905)	(198,747)	(1,772,089)	(50)
宮崎	842,024	16,345	569,588	560,706	41,078	216,282	13
鹿児島	1,416,146	2,063	1,063,737	1,060,411	6,001	286,147	13
(南九州計)	(2,258,170)	(18,408)	(1,633,325)	(1,621,117)	(47,079)	(502,429)	(26)
(沖縄)	(913,068)	(1,844)	(514,917)	(508,282)	(64,358)	(298,292)	(1)
合計	104,114,792	708,356	78,929,265	78,711,455	4,030,806	22,009,899	603
一組合当たり平均 (単位 千円)	172,661,347	1,174,720	130,894,303	130,533,093	6,684,587	36,500,662	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2020年3月末現在

(単位 百万円)

都府 県	道別	貯 金	出 資 金	預 け 金	うち 系 統 預 け 金	貸 出 金
北海道	北	644,965	10,309	515,075	514,432	104,355
	青森	59,607	1,767	46,913	46,361	7,931
	岩手	128,541	3,101	109,968	109,289	19,621
	福島	22,964	861	21,660	21,436	1,379
	茨城	26,086	698	21,886	21,711	4,116
千葉県	千	62,951	2,314	51,338	49,962	7,020
	東	10,773	177	9,900	9,886	998
	新	26,273	874	21,872	21,717	2,732
	富	33,819	567	30,854	30,523	2,720
	石	46,342	1,239	38,063	37,651	6,548
静岡県	福	37,485	997	29,497	28,844	7,238
	静	106,724	4,539	83,504	83,453	25,049
	愛	81,603	2,134	64,212	61,639	13,085
	三	95,684	3,331	75,801	75,522	21,638
	京	44,827	666	37,041	36,642	6,786
なぎ	な	143,051	2,772	119,029	116,408	24,469
	鳥	22,611	806	19,140	18,890	3,231
	広	101,995	1,223	69,909	68,018	24,225
	徳	29,508	504	27,473	27,187	1,921
	香	50,613	3,104	46,229	46,189	5,616
愛高	愛	82,463	1,563	52,784	50,747	31,227
	高	36,658	1,905	25,154	24,945	11,364
	福	68,052	659	62,857	62,622	6,024
	佐	112,229	1,312	79,341	79,273	32,973
	長	127,160	2,058	107,384	107,133	22,135
宮鹿	宮	39,756	991	30,666	30,251	10,723
	鹿	59,728	3,157	33,180	32,304	30,302
	沖	47,117	497	40,495	40,113	8,022
合	計	2,349,585	54,125	1,871,225	1,853,148	443,448

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2020年3月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 数
北 海 道	535,741	72,282	84,930	584,860	582,390	95,238	68
宮 城	83,404	490	3,805	69,199	68,324	12,567	1
山 形	4,796	-	570	3,602	3,428	572	1
福 島	7,544	10	601	8,934	8,047	-	1
島 根	38,649	309	2,982	33,638	33,361	3,985	1
山 口	61,541	300	3,887	44,584	43,963	11,726	1
熊 本	6,672	200	630	5,199	4,570	1,155	1
大 分	24,526	-	1,527	16,619	16,122	5,508	1
合 計	762,873	73,591	98,932	766,635	760,205	130,751	75

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

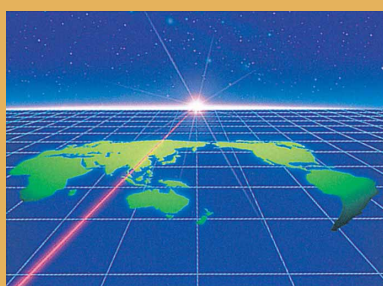
（2020年7月20日現在、掲載情報タイトル4,279件）

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ' and a search bar. Below the header, there are four main navigation tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. The 'HOME' tab is selected. Below the navigation tabs, there is a search bar with the text 'キーワード検索' and a '検索' button. The main content area features a large banner with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a sub-header '2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。'. Below the banner, there are four main content blocks: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with a 'すべて' button and a 'お知らせ' section with a 'お知らせ一覧' button. The URL 'http://www.quake-coop-japan.org/' is displayed at the bottom left of the screenshot.

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020年8月号第73巻第8号〈通巻894号〉8月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社